

# K400クラス国内競技規則

2008年4月1日制定  
2011年4月1日改正  
2012年4月1日改正  
2013年4月1日改正  
2014年4月1日改正  
2015年4月1日改正  
2016年4月1日改正  
2018年4月1日改正  
2019年4月1日改正  
2021年9月1日改正

## 000 総則

### 001 K400クラス競技の国内統轄

一般社団法人日本アマチュアボートレース協会（以下「協会」）は、国内のモーターボートにおけるK400クラス競技（以下「K400」）を統轄するための規則を制定し、かつ実施する権利を有する唯一の国内機関である。

### 002 国内競技規則の制定

- 1 協会は、国内競技規則を制定し、施行する。
- 2 当該競技規則は、協会が承認するK400競技（練習航走含む）のすべてに適用される。

### 003 紛争の裁定

協会は、日本国内におけるK400競技に関するすべての紛争に対し、速やかに裁定を下すものとする。

### 004 公認役員

- 1 K400競技会を執行する役員は、公認競技員とする。
- 2 公認競技員の資格、及び登録については、別に定める。

## 100 通則

### 101 支部

- 1 協会は、国内競技規則に基づくK400競技を支部単位に統轄する団体として、各支部に1団体に限り支部を認定するものとする。
- 2 支部の認定については、別に定める。

### 102 主催団体

競技会を主催することのできる団体は、協会、支部とする。

### 103 開催申請並びに実施報告

- 1 競技会を主催しようとする団体は、当規則に定める「K400競技会開催申請書」（以下「開催申請書」という）に実施要領（案）及びその他の必要書類を添えて協会に申請し、承認を得なければならない。  
(1) クラブは、支部を経由して申請しなければならない。
- 2 主催団体は、開催申請書を競技会の1ヶ月前までに、提出しなければならない。
- 3 協会は、開催申請書の内容を審査し、競技規則に合致していると認めた場合は、主催団体に承認番号を与えるものとする。
- 4 主催団体は、申請内容について協会から修正を受けた場合、これに従わなければならない。
- 5 主催団体は、承認を受けた競技会の終了後、速やかに「競技会実施報告書」を協会に提出しなければならない。

### 104 主催者賠償

- 1 競技会を主催する団体は、競技会開催時に、主催者賠償責任保険に加入しなければならない。
- 2 主催者賠償責任保険証書の写しを開催申請に添えて提出しなければならない。

## 105 実施要領

1 実施要領には、所定の様式に準じて作成し、次の事項について明記しなければならない。

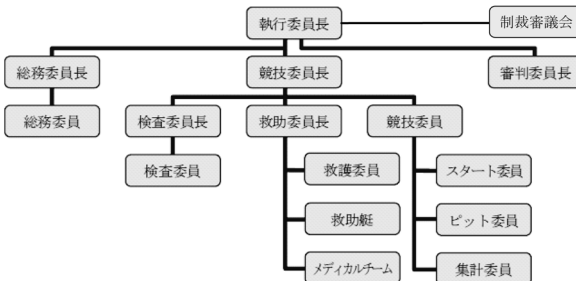
- (1) 承認番号
- (2) 競技会の名称
- (3) 主催団体の名称、代表者並びに所在地
- (4) 開催期日及び場所
- (5) タイムスケジュール
- (6) 練習の有無
- (7) 参加料の額
- (8) 申込み受付期限、申込み先及び方法等
- (9) 賞の対象及び内容

## 106 承認の取り消し

協会は、主催団体が、開催申請の内容と相違して競技会を開催した時は、競技会終了後でも、その承認を取り消すことができる。

## 107 競技会の組織及び運営

- 1 主催団体は、競技会を管理運営する組織を設置しなければならない。
- 2 運営組織には、公認競技員3名以上を配置するものとする。また競技委員長、審判委員長は公認競技員の資格保有者でなければならない。
- 3 運営組織の標準的な体制は、次の通りとする。



4 各部署の任務は、次の通りとする。

- (1) 執行委員長

- ①競技会の最高執行責任者として競技会々場に常駐し、総括監督をすること。
  - ②競技会の実施、中止についての最終判断を下すこと。
  - ③競技会開始及び終了の宣言をすること。
  - ④競技会終了後、競技会実施報告書を協会に提出すること。
- (2) 総務委員長
- ①執行委員長の命を受け、総務委員、進行委員を指揮すること。
  - ②競技会の組織を適切に運営すること。
- (3) 総務委員
- ①競技会の管理、運営に関すること。
  - ②来賓、報道関係者の応接に関すること。
  - ③陸上施設の設置及び保全に関すること。
  - ④賞品の配分に関すること。
  - ⑤選手の受付に関すること。
  - ⑥陸上警備に関すること。
  - ⑦他の所掌に属さない業務に関すること。
- (4) 競技委員長
- ①執行委員長の命を受け、競技運営に関する一切を指揮し、レースの適切な運営を図ること。
  - ②レースの一時中断、変更等の判断をすること。
  - ③公式に申し立てられた異議申し立てを聴聞し、裁定すること。
- (5) 進行委員
- ①タイムスケジュールを作成し、選手、関係者を指揮すること。
  - ②競技委員と連絡を取り、選手、関係者に情報を提供すること。
- (6) 競技委員
- ①競技艇及び選手の検査に関すること。
  - ②レースの開始及び終了の合図をすること。
  - ③レースタイム及び周回を記録すること。
  - ④レースを監視すること。
  - ⑤レースの状況及び成績は審判委員長を通じて、競技委員長に報告すること。
  - ⑥公式成績書を作成すること。
  - ⑦審判委員長の決裁を受けた成績を告示すること。

- ⑧水上施設の設置及び保全に関すること。
- ⑨救助及び水上警備に関すること。
- (7) 審判委員長
  - ①審判委員が審査したレースの状況及び成績を認定すること。
  - ②失格及び出場停止等のペナルティーを裁定すること。
- (8) 救護委員
  - ①救助体制の整備に関すること。
  - ②緊急時の搬入病院を把握すること。
  - ③救助マニュアルを作成すること。
  - ④救助訓練の実施に関すること。
  - ⑤事故報告書を作成すること。
- (9) 制裁審議会
  - ①制裁審議会は、執行組織に関わる役員全員で構成される。
  - ②制裁審議会は、大会中に発生した違法行為に対し、競技規則で定める罰則に合わせて、追加措置を講じる権限を有する。
  - ③制裁審議会において、判断できない場合は、理事会にて判断する。
- 5 執行委員会組織のうち、総務委員長を含む総務関係者、救助委員、スタート係及びピット係の者は、当該競技会に選手として出場できる。

## 108 救助体制

- 1 主催団体は、競技中に救助艇を配置しなければならない。
- 2 救助艇には、担架、信号旗、無線機、曳航ロープ、及びポートフック等を備えなければならない。
- 3 救助艇ドライバーは、レースに精通した者でなければならない。
- 4 救助艇には、水中で救助できる者を1名以上乗艇させることが望ましい。
- 5 救助艇は、練習及びレース中、競技艇の妨害とならない限り、できる限りコースに近づいて待機していなければならない。
- 6 主催団体は、メディカルチーム（医師を含む）及び搬送用車両を配置しなければならない。
- 7 主催団体は、大会期間中の応需病院を把握し、事前に受入体制を確認しておかなければならない。

- 8 競技中は、AEDを常設しなければならない。  
各クラブ 練習においても推奨する。

## 109 競技会の中止

競技会の主催者は、次のような事象の場合には、競技会を中止しなければならない。

- 1 天候等の悪化により、競技運営に危険が生じる恐れがあるとき。
- 2 競技中の事故により負傷者が発生し、救急車の要請、病院へ搬送したとき。

## 200 その他

### 201 レーシングライセンス

- 1 レーシングライセンス（以下「R/L」）とは、協会が別に定めるレーシングライセンス登録規則に基づく当該競技に参加するための資格をいい、資格者には登録証が発給される。
- 2 R/Lの有効期間は、発給された時点から翌年の3月31日までとする。
- 3 救命救急講習の受講を推奨する。

### 202 計測証明書

- 1 計測証明書とは、登録された競技艇に対して発給される証明書をいう。
- 2 計測証明書は、協会が別に定める競技艇登録規則に基づき、発給される。

### 203 船舶検査証書及び船舶検査手帳

- 1 船舶検査証書及び船舶検査手帳とは、競技艇に対して日本小型船舶検査機構が国の定める小型船舶登録規則に基づき発給される。

### 204 装備品

- 1 競技に関する機材、装備品を購入する際には、所定の誓約書を提出しなければならない。
- 2 競技並びに競技のための練習以外で使用してはならない。
- 3 一般に譲渡、転売してはならない。

## 300 競技会参加

### 301 参加資格

#### 1 選手

- (1) R/Lを受有していること。但し、R/Lの新規取得者で、R/L講習会修了後6ヶ月を経過していない者は、競技会に参加できない。
- (2) 参加選手は、競技に必要な小型船舶操縦免許を保有していなければならない。
- (3) 選手は競技会に参加するには、メディカルチェックリストを記入後提出し、医師又は執行委員会により問診を受けること。なお、その際に医師又は執行委員会の判断により参加できない場合がある。
- (4) 選手はアルコールチェックを受けなければならない。アルコール基準値は、呼気中アルコール濃度0.15mg/L未満とし、0.15mg/L以上のアルコール濃度が検出された場合は再検査を行う。ただし、15分後の再検査においても呼気中0.15mg/L以上のアルコール濃度が検出された場合は、競技会に参加できない。

#### 2 競技艇

- (1) 競技会に使用する競技艇は、日本小型船舶検査機構及び協会に登録されていなければならない。
- (2) 競技艇には、船舶検査済票及び競技艇登録規則に定める登録シールが貼付されていなければならない。  
(船舶検査済票とは、定期検査済年票、船舶番号、船籍港を表す都道府県名のシールである。)
- (3) 競技艇は、モーターボート（パワーボート）総合保険（競技中及び練習中に有効なもの）に加入していること。搭乗者傷害保険の1名あたりの保険金額は、1,000万円以上で、賠償責任保険（対第三者用）の保険金額は1億円以上とする。また、加入保険会社については、加入する者の責任とする。

※ 協会指定 モーターボート総合保険を推奨する。

### 302 参加申し込み

- 1 参加申し込みは、当規則に定める参加申込用紙によらなければならない。

- 2 参加申し込みは、期限までに申込み先に到着したものに限り有効とする。
- 3 参加申し込みは、参加料の納入をもって成立し、参加申し込み期限を過ぎた場合、一旦納入された参加料は返金されない。

### 303 競技会当日の参加受付

- 1 定められた時間までに、受付を終了しなければならない。
- 2 メディカルチームによるメディカルチェックを受けなければならない。  
※ アルコールチェックシートの提示。
- 3 受付の際には、次の書類を提示しなければならない。
  - (1) 小型船舶操縦免許
  - (2) レーシングライセンスカード
  - (3) 出場に関する誓約書
  - (4) メディカルチェックリスト
  - (5) 健康保険証の写し
  - (6) JCI船舶検査証書及び手帳
  - (7) 計測証明書
  - (8) モーターボート総合保険証書または写し
- 4 主催者が競技艇を用意する場合、上記(6)、(7)、(8)を除く。

### 304 選手会議

- 1 参加選手は、選手会議に出席しなければならない。
- 2 選手会議を欠席した場合は、出場停止とする。

### 305 参加の禁止

- 1 執行委員会は、健康上疑問のある者に対し、強制的にメディカルチェックを受けさせることができる。その結果、競技会参加に不相当と判定された場合は、参加を認められない。
- 2 競技会当日に、酒気を帯たり、飲酒している者は、参加を認めない。

### 306 損害賠償

- 1 全ての参加者は、競技会における人身事故及び物品の損害について、主催団体及び全ての参加者に故意または過失を除いて損害を請求することはできないものとする。



2 練習中であっても第三者の事故に対しての保障行為は一切行わない。

### 307 肖像権

参加選手、関係者及び競技艇、関係団体施設(器材)の肖像権は、協会並びに主催団体が留保する。

### 308 その他

1 参加選手は、正当な理由がない限り、無断で競技本部並びに審判本部に立ち入った場合は出場停止とする。

## 400 安全対策

### 401 安全対策の遵守

選手は、大会期間中及び練習期間中、ここに定める安全対策を必ず遵守しなければならない。

### 402 救助の義務

選手は、レース中であっても、危険にさらされている選手または競技艇に対して、救助艇が付近にいない場合は、安全を確認した上で直ちに救助活動を行わなければならない。

### 403 ヘルメット

- 1 選手は、身体に適合したボートレースで使用するものに準ずるヘルメットを着用しなければならない。
- 2 ヘルメットは有効期間が製造年月日から6年以内のものを使用すること。
- 3 主催団体は、競技会に使用するヘルメットに破損、亀裂及び突起物等がないことを確認しなければならない。なお、防具検査要領(巻末参照)に違反するものについては使用を認めない。
- 4 ヘルメットの効力については、使用する者の責任とする。

### 404 ライフジャケット

1 選手は、身体に適合したボートレースで使用するものに準ずる競技用ライフジャケットを着用していなければならない。

- 2 ライフジャケットの使用有効期間は製造年月日から6年以内が望ましい。
- 3 主催団体は、競技会に使用するライフジャケットに破損、亀裂及び突起物等がないことを確認しなければならない。なお、防具検査要領（巻末参照）に違反するものについては使用を認めない。
- 4 ライフジャケットの効力については、使用する者の責任とする。

#### 405 服装等

- 1 選手は、ケブラー製もしくはそれと同等の効力のある長袖・長ズボン・手袋・靴を着用していなければならない。
- 2 着用する服装の上着には、連盟が指定するネームプレート（氏名・登録番号・血液型表示）を貼付けなければならない。
- 3 ガラス製のゴーグルは、使用してはならない。
- 4 メガネ・サングラスは、ガラス製以外のものを使用しなければならない。
- 5 貴金属類を身に付けてはならない。（ネックレス、ピアス）
- 6 ケブラー製品は、使用開始より1年で交換することを推奨する。
- 7 ケブラー製品の効力については、使用する者の責任とする。
- 8 破損しているものを使用している場合は、主催者は却下する（参加を認めない）こともある。

#### 406 安全対策を怠った場合

この規則に定める安全対策に不備があった場合は、改善されるまで出場できないものとする。

### 500 競技

#### 501 語句の定義

- 1 競技とは、ピットアウトからゴールまでの航走をいう。
- 2 出走中とは、スタートからゴールまでの航走をいう。
- 3 コースとは、競技を行うための水面の競技区域をいう。
- 4 待機行動とは、ピットアウトからスタートするまでの航走
- 5 ターンマークとは、競技の旋回用として特に指定されたブイ等をいう。
- 6 ラップとは、コースの1周をいう。
- 7 ヒートとは、数連戦で行われる各レースをいう。

8 タイムアウトとは、ゴールしなければならない時間、またはチェッカーを受けられる時間を経過した状態をいう。

#### 9 競技における簡略記号

成績表に表示する簡略記号は次のとおりとする

①賞外：賞典除外

②失：失格

- ・妨失：妨害失格
- ・選責：選手責任失格
- ・選外：選手責任外失格

③YL：イエローカード

④出停：出場停止

⑤不航：不良航法

⑥待違：待機行動違反

⑦F：フライング（例：F失 YL 賞外）

⑧TM：ターンマーク接触（例：TM失・TM出停）

⑨H：ヒート（例2ヒート：2H）

## 502 競技方法

- 1 競技は、サーキットレースとする。
- 2 1周のコースの長さは、600mを標準とする。
- 3 規定周回数は3周回を標準とする。
- 4 1レースの出走隻数は、6隻までとする。
- 5 スタート方法は、フライングスタートを基本とする。
- 6 ピットアウト後、待機航走して第2ターンマークを左舷に見てスタートラインに向い、ターンマークを順次回りゴールしなければならない。

## 503 競技中の注意

- 1 機関を修理または部品を交換する場合は、検査員が立ち会わなければならない。
- 2 クランクケースおよびシリンダブロックは交換できないものとする。
- 3 主催団体が準備した競技艇を使用する場合は、主催団体の指示に従うものとする。
- 4 レースの編成  
主催者が総当たりに近い組分けを行う。

## 504 旗信号及びボートレース場信号

競技に使う信号は次のとおりとし、遵守しなければならない。これを無視、違反した場合はイエローカード以上のペナルティーとする。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1 チェッカー旗（信号灯）      | スタート又はゴール   |
| 2 グリーン旗（信号灯）       | 最後の周回       |
| 3 イエロー旗（信号灯）       | レース中止       |
| 4 レッド旗（信号灯）        | 失格          |
| 5 イエロー／レッド旗（危険信号灯） | 周囲に注意して走行せよ |

## 505 フライングスタート

### 1 スタート方法

- (1) スタートラインから、最初のターンマークまでの距離は、150mを標準とする。
- (2) 正スタート時刻は、大時計がゼロ（12時の位置）になった時とする。

### 2 フライング

- (1) 定められたスタート時刻以前にスタートラインを通過した競技艇はフライングとし、失格、賞典除外とする。
- (2) フライングした艇は、他艇を妨害しないように、大外回りで安全にピットへ帰投すること。違反した場合は出場停止とする。

### 3 出遅れ

トップ艇が第1ターンマークを回り終わるまでに、スタートラインを通過しない艇は出遅れとし失格、賞典除外となる。

## 506 ゴール

- 1 ゴールは、競技艇の一端がゴールラインを通過した時とする。
- 2 トップ艇がゴールした後、定められた時間内（30秒）に規定周回を完走した艇をゴールとし、時間内にゴールできない艇及び審判委員長が制限時間内にゴールインできないと認めたときは失格とする。
- 3 1艇だけがスタートし、ゴールした場合でも、順位が付けられる。
- 4 ゴールした艇は、緩やかに減速し、第1ターンマークを旋回してピットに帰投しなければならない。違反した場合はイエローカード、賞典除外とする。

## 507 レース中止

- 1 スタート後において、次の理由によりレースを中止することができる。

- (1) 天候が悪化した時
  - (2) 重大な事象が生じた時
  - (3) 1周1マーク付近の転覆・落水・沈没・エンスト(完全停止、あきらめ、等)
  - (4) モーター不調、等でレースに影響がある時
- 2 競技中にコース上で転覆・落水・沈没・エンスト(完全停止、あきらめ)事故があった時。また、競技を続行する事が危険と審判長が判断した時。但し、エンストについて即座に再始動して危険がないと審判長が判断した場合はこの限りではない。
  - 3 レースが中止となった時は、周囲に十分注意して減速し安全な速度でピットに帰投すること。違反した場合はイエローカード・賞典除外とする。
  - 4 レースを中止する時は、イエロー旗(信号)を掲示する。

## 508 レース成立

- 1 中止の表示がされた時点で、正常に航走している全ての艇がレース成立周回数(1周回1マーク)以上の周回を航走している時は、レースは成立する。  
※最後尾の艇が、1周2マークに向けて、艇を立て直し(直線)航走している状態を言う。
- 2 1周回目の着順確定はゴールライン通過順位とし2周回目以降での成立は最後のゴールライン通過順位で決定する。
- 3 中止の表示がされた時点で、正常に航走している全ての艇がレース成立周回数(1周回1マーク付近)を航走していない時は、再レースを行うことができるものとする。
- 4 中止の表示がされた時点で、レースが成立せず、再レースを実施しない場合は出走回数に含まない。(中止の原因艇も含む)

## 509 再レース

- 1 再レースは、1レースに付き1回を標準とする。
- 2 中止したレースにおいて次の各項に該当した艇は、再レースに出場することができない。
  - (1) 失格以上のペナルティーを科せられた艇
  - (2) レース中止の原因艇(選手責任失格:減点5):再レースも同様
  - (3) 自走してピットに帰投できない艇
  - (4) スタートできなかつた艇(出遅れ艇)

- 3 燃料補給のみ認められる。ただし競技委員長が認めた場合はこの限りではない。
- 4 安全な航走をする為に必要と競技委員長が認めたときは整備することができる。
- 5 成立しなかったレースは、出走回数には含まない。

## 510 順位の決定

### 1 各ヒートの順位の決定

- (1) トップ艇がゴールしてから定められた時間内（30秒）に規定周回数（レース中止の場合は除く）を周回してチェッカーフラッグを受けた順位により決定する。

また、競技を中止した場合の着順確定は、中止した時点で正常に航走している全ての艇が成立周回数終了後の最後にゴールラインを通過した順位とする。

### (2) 採点方法

順位による得点は、次の通りとする。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
一般戦	7	5	4	3	2	1
予選競走	10	8	6	4	2	1
準優勝戦	11	9	8	7	6	5
優勝戦	11	9	8	7	6	5

※ 準優勝戦のポイントは、24名以上の参加者があった場合適用され、24名未満の場合は予選競走と同一のポイントとする。

## 2 総合順位の決定

- (1) 得点は、予選得点から減点を考慮して予選合計点を算出し、順位を決定する。

- ① 上位12名により準優勝戦を行う。
- ② 準優勝戦の上位6名（各準優勝戦の上位3位ずつとし、3名に満たない場合は他の準優勝戦より繰り上げる）により優勝戦を行う。
- ③ 総得点は、予選合計点に準優勝戦、優勝戦の得点、減点を加えて算出する。

④予選合計点上位者により準優勝戦、優勝戦を行い、総合順位を決定することができる。

### 3 同点の場合の順位決定方法

総合得点において2隻以上が同じ得点を得た場合は、次により順位を決定する。

- (1) 上位着順が多い者
- (2) 先に上位着順を取った者
- (3) タイムが早い者（3周回を基準とする）
- (4) 抽選により決定する

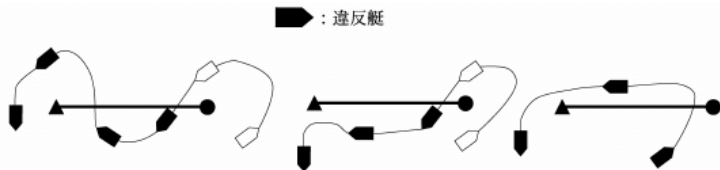
## 511 レース成績の掲示

- 1 暫定成績は、競技終了後、速やかに定められた場所に掲示するものとする。
- 2 暫定成績は、定められた時間経過後、正式成績として取り扱うものとする。

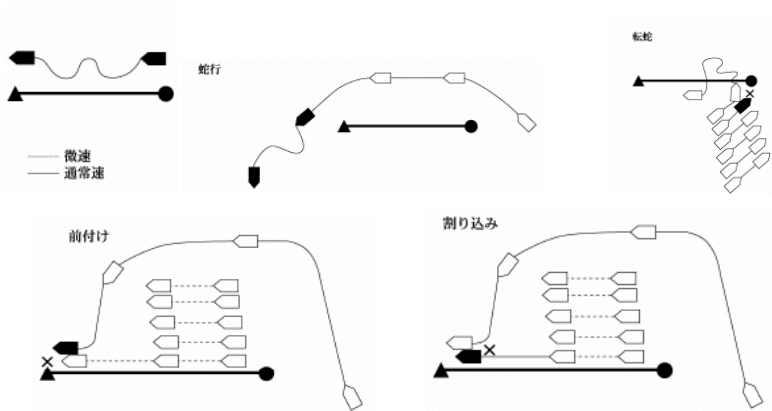
## 600 航法

### 601 待機行動

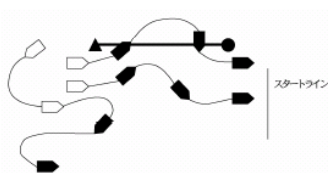
- 1 選手は競技委員の指示に従い、速やかにピットから離れ、待機航走して第2ターンマークを左舷に見て適正な間隔を保ち、スタートラインに向かいスタートしなければならない。待機行動違反は、減点5とする。
  - (1) 待機行動中は小回り防止ブイと第2ターンマークを結ぶ内線を越えず、反時計回りに周回しなければならない。



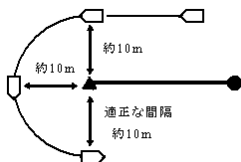
- (2) 待機行動中はむやみに蛇行したり、他艇に対し転蛇・追突・前付け・斜行・割り込み・失速等で妨害してはならない。



- (3) 待機行動中において、水上設置物に接触してはならない。但し、他艇に妨害された場合及びやむを得ない場合を除く。
- (4) 待機行動中において他からの助力を受けても、与えてもいけない。
- (5) スタート態勢に入ってからスタートラインに対し直角に航走しなければならない。



- (6) 競技艇は、1コースに入ろうとする場合は、第2ターンマークと適正な間隔（3艇身：約10m）を超える間隔を空けてはならない。また、2コースから5コースに入ろうとする場合は隣接する内側のコースの艇と適正な間隔を超える間隔を空けてはならない。





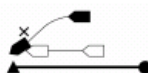
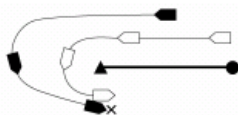
## 602 競技中の航法

1 次に違反した場合、選手責任失格、減点5とする。ただし他艇に妨害された場合及びやむを得ない場合を除く。

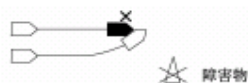
- (1) ターンマークを順次回り、規定周回数を回らなければならない。
- (2) 競走水面外を航走してはならない。
- (3) ターンマーク、小回り防止ブイ等の水上設置物に接触してはならない。
- (4) センターポールの反対側を航走してはならない。
- (5) ターンマークを左に見て旋回しなければならない。
- (6) ターンマークの内側を旋回してはならない。
- (7) 競技艇は競技中において他からの助力を受けても与えてもならない。
- (8) 競技中に防水カバーが脱落した艇
- (9) 競技中において、転覆・落水・沈没・エンスト（あきらめ、完全停止等）の事故を起こした艇

2 次に違反した場合、妨害失格（賞典除外・イエローカード）、減点10とする。

- (1) 他艇を妨害により航走が困難あるいは不能な状態にしてはならない。（エンジンストップ、落水を含む）
- (2) 他艇に接触又は、極度に接近することにより、他艇の正常な航走を妨げてはならない。（内圧・外圧） 但し、障害物を避ける場合やその他やむを得ない場合は除く。



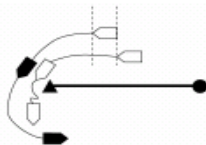
- (3) 障害物等に接近し、進路を変えなければならない艇の安全を害さないように航走しなければならない。



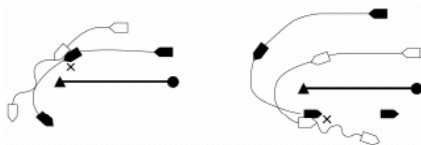
- (4) 競技艇は、接近してオーバーラップ（並行）している場合は、他艇の側に転舵してはならない。ただし、障害物を避ける場合やその他やむを得ない場合は除く。



- (5) オーバーラップしてターンマークを回る時は、外側の艇は内側の艇に安全な余地を与えなければならない。外側艇が圧迫したことにより内側艇がターンマークに接触、ターンマークの内側を旋回した場合の外側艇は出場停止とする。



- (6) 他艇を追い抜く場合、追い抜く艇を左側に見なければならない。但し、安全な間隔がある場合、その他やむを得ない場合は除く。



- (7) 周回遅れの艇は、追越そうとする艇に進路を譲らなければならない。  
3 次に違反した場合、出場停止とする

- (1) ターンマークを回り直した場合並びに 2 度回りした場合
  - (2) 救助艇の航行および作業を妨害した場合。但し、他艇に妨害された場合及びやむを得ない場合を除く。
  - (3) 競技会における練習も含め乗艇姿勢が不良（モンキー乗り）の場合
- 4 競技艇は出走中において操舵不良による失速をしてはならない。これに違反した場合は減点 7 とする。
- 5 上記以外の国内競技規則、又は実施要領に違反する行為をした場合ペナルティーが課せられる
- 6 レース初心者は、無理せず、後方からスタートするように心掛けること。
- 7 実害があった場合でも、次に該当する場合は、失格とはならない。

- (1) 連鎖的に起こった事象であって、第1次事象の影響を被ったために第2次事象の加害行為となった場合
- (2) 失格または出場停止となった艇に対する加害の場合。但し、安全を害すると認められた場合は減点以上の処分の対象とする。
- (3) 障害物に接近して、やむを得ず進路を変えなければならない場合



## 700 異議及びペナルティー

### 701 ペナルティーの種類と内容

#### 1 減点

当該出走ヒートより規定に定める場合の他に以下の場合により減点される。

失格（妨害）	－10点
失格（選手責任）	－5点
不良航法・失速	－7点

その他競技委員長の判断により減点される。

#### 2 イエローカード

(1) イエローカードは、規定に定めるペナルティーの他に以下の場合により発行される。

- ①妨害失格になった者
- ②執行委員の指示に反する行為、または危険な航法をした者
- ③スポーツマンシップに反する行為をした者
- ④賞典レースにおける待機行動、航法違反の場合は、イエローカードを追加して課す。
- ⑤1大会で注意3回を受けた場合
- ⑥1大会で嚴重注意2回を受けた場合
- ⑦1大会で嚴重注意1回、注意1回を受けた場合（状況判断）

(2) イエローカードの発行を受けた場合、その大会が賞典除外となり、発行された大会から当該年度の1シーズン（全日本選手権大会まで）を有効とする。その期間内に2回目が発行された場合は、その競技会出場停止（レッドカード）となり、イエローカードは解消される。

#### 3 出場停止（レッドカード）

出場停止とは、当該競技会の獲得得点並びに受賞資格を喪失すること

をいう。

- (1) 規定に定める場合以外の国内競技規則、または実施要領に重大な違反があった場合は出場停止とする。

#### 4 失格

出場したヒートが失格となり、内容により次に分類される。

- (1) 選手責任外失格
- (2) 選手責任失格
- (3) 妨害失格

#### 5 賞典除外

準決勝、決勝戦への出場資格を失うことをいう。

#### 6 長期出場停止

- (1) 協会が、重大な道徳に反する行為をした者、またはクラブに対して科す。
- (2) 出場停止の期間中は、いかなるレースにも参加できない。

#### 7 除籍(除名)

協会が、極度に重大な道徳に反する行為をした者に対して科す。除籍(除名)は恒久的な処分とする。

- 8 競技委員長及び審判委員長は、上記以外にも国内競技規則、または実施要領に反する行為に対して、ペナルティーを科すことができる。

### 702 自動的ペナルティー

執行委員によって看守された違反行為は、その理由を問わず、直ちにペナルティーの対象となる。

### 703 異議申し立て

- 1 参加選手は、自己の参加したレースのみ、異議申し立てができる。
- 2 一度申し立てた異議を取り消すことはできない。
- 3 フライングの判定、制裁審議会(理事会判断含む)の裁定に対しては、異議申し立てをすることはできない。
- 4 異議申し立ての時期は、次の通りとする。
  - (1) 参加申込み、及び検査については、レース開始前までに行わなければならない。
  - (2) 成績、艇体及び機関に関する異議申し立ては、正式結果の確定まで

に行わなければならない。

- 5 異議申し立ては、時間までに定められた異議申し立て料を添えて、文書で競技委員長に提出するものとする。
- 6 異議が正当と裁定されたときは、異議申し立て料は、返却される。

## 704 裁定

- 1 異議及び紛争に関する裁定は、協会または競技委員長によって行われる。
- 2 協会は、次の裁定を行うものとする。
  - (1) 競技委員長の裁定に対する異議申し立て
  - (2) 競技規則に対する異議申し立て
- 3 競技委員長は、成績に関する異議申し立てについては、ただちに裁定しなければならない。
- 4 裁定は、協会の答申を得て結審する。
- 5 協会は、異議申し立てがあったときは、当事者に通知し、両者の意見を聴取のうえ裁定し、結審に関しては文書をもって両者に通知するものとする。

## 800 競技艇

### 801 競技艇

- 1 艇体
  - (1) ボートレースで使用するボートとする。

※2012年4月1日より、練習も含めて減音型を標準とする。
  - (2) 競技会に使用する競技艇は、連盟に登録されていなければならない。
  - (3) 競技艇には、計測証明書発給規則に定める登録シールが貼付されていなければならない。
  - (4) 改造は認めない。
  - (5) 競技艇は、R/L保有者以外所有することができない。
  - (6) 競技艇（ボート・モーター）を一般に転売、譲渡した場合、及び競技会、練習航走以外の使用の場合は、長期出場停止以上の処分を科すものとする。
- 2 セーフティスイッチ
  - (1) セーフティスイッチを取付けなければならない。
  - (2) セーフティスイッチは、どの方向から作動させても、機関が即座に

停止するものでなければならない。

- (3) 乗艇中は、セーフティスイッチのケーブルを選手の体に付けていなければならない。違反した場合は出場停止とする。
- (4) セーフティスイッチのケーブルの長さは、操船の妨げとならない最低の長さとする。
- (5) 効力については、使用する者の責任とする。

### 3 スロットル

スロットルを離れた時、自動的にアイドリング状態に戻るものでなければならない。

### 4 艇番

- (1) 競技艇には艇番として1から6までを表示しなければならない。
- (2) 両側から明確に視認できなければならない。
- (3) 艇体の表面は、宣伝、広告のために自由に使用できるが、政治的、反道徳的な宣伝、広告は禁止する。

### 5 パドル

- (1) 備えていなければならない。
- (2) 直ちに使用できる場所に置いておかなければならない。

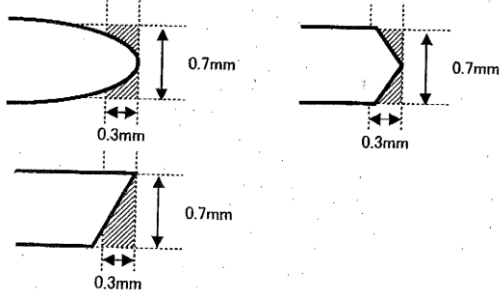
### 6 その他

- (1) ライナーの使用は認めない。

## 802 機関（モーター）

- 1 ボートレースで使用するモーターとする。
- 2 プロペラは、次のとおりとする。
  - (1) 翼厚：先端から0.3mm以内の位置において0.7mm以上の厚さを有すること。
  - (2) 翼端の形状：鋭利なもの（危険と見なされたもの）及びバリは基準外とする。
  - (3) プロペラの重量は365g以上とする。

<翼厚及び翼端の基準外の例>



3 選手は、モーターの状態、及びパーツのエラーについて、全ての責任を持つものとする。

4 許可される改造

- (1) プロペラの加工
- (2) プラグの交換
- (3) ボルト、ワッシャー及びナットの交換
- (4) セーフティスイッチを取付けるための加工

5 ニードル調整

ニードル調整が禁止されている競技会において無許可でニードル調整を行った場合は失格とする。

6 燃料

- (1) 市販の自動車用とするが、鉛、MTBEが含まれている燃料は使用できない。
- (2) 潤滑油を加えても良い。
- (3) 機関の出力を増加させる添加剤を使用してはならない。
- (4) 主催団体から支給された場合はそれを使用すること。
- (5) 生分解性オイルの使用を推奨する。

7 スペックの違反

この規則に定めるスペックに違反がある場合は、改善されるまで出場できないものとする。

## 850 検査

1 出走前の検査

- (1) 競技艇は定められた時間までに出走前検査を受けなければならない。

- (2) 選手は、計測証明書を提示し、検査に立ち会うものとする。
- (3) 出走前検査にて使用を認められたもの以外は当該競技会で使用することはできない。違反した場合は出場停止とする。
- (4) 整備または部品を交換する場合は、事前に検査員に申告し許可を得ること。無断で交換した場合は出場停止とする。
- (5) 検査員から部品等の修理または交換の指示があった場合は、それが完了しない限り出場は認められない。

## 2 レース後の検査

- (1) 執行委員から指示があった時は、検査を受けなければならない。
- (2) 検査を拒否した場合、または検査の結果、違反のあった競技艇は、当該競技会すべてのヒート、またはレースを失格とする。
- (3) レース場において検査が実施できない場合は、日時と場所を指定して実施することができる。

# 900 全日本選手権大会

## 901 選考の対象レース

- 1 協会が、選手選考対象競技会として承認した競技会であること。
- 2 参加選手が18名以上、36名以下であり、かつ1ヒート参加隻数が6隻であること。ただし欠場(前日、当日)などでやむを得ない場合を除く。

## 902 対象期間

前年度の全日本K400選手権の出場選手選考対象競技会以降から、全日本選手権大会の45日前までに開催された競技会とする。但し、45日前を過ぎた場合は、次年度の出場選手選考対象競技会とする。

## 903 選手選考基準

- 1 勝率上位のものから選出する。但し、対象期間内に出場競技会が2回以上、勝率5.0以上(補欠含む)の者とする。
- 2 次の者は、出場権を有することとする。
  - (1) 前年度の全日本選手権大会優勝者(対象承認競技会に1回以上参加、出走していること)。
  - (2) 女子最高勝率者(対象期間における出走回数10回以上、出場競技会数



2回以上、勝率4.5以上)

### 3 順位の決定

- (1) 同勝率の場合は、得点上位者を上位とする。
- (2) 同順位の場合は、高得点の多い者を上位とする。
- 4 対象期間及び全日本選手権大会の前日まで、競技会において、出場停止以上のペナルティーを科せられた者は対象としない。
- 5 主催団体は、競技会において、以下のペナルティーに対し、参加を認めない。

(1) レッドカード以上の処分を受けた者

(2) 減点総数が-21点以上の者

但し、翌年度選考期間中に18走以上の者はその限りではない

(3) 参加申込書の返送及びエントリー料入金等の締切り期限を守らない者

### 6 勝率の計算

(1) 次式で算出する。但し、小数点以下第4位を四捨五入。

勝率 = (総得点 - 減点) ÷ 出走回数

出走回数とは、番組に組まれた回数をいう。但し、受付を完了した場合に限るものとし、成立しなかったレースは除く。

(2) 準優勝戦、優勝戦の成績は、勝率に含める。

## 904 認定

1 全日本選手権大会の参加選手の中から、次について認定するものとする。

(1) 年間最高勝率賞

(2) 年間最高得点賞

附 則

この規則は、2010年3月26日から施行する。

附 則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年9月1日から施行する。

ペナルティー 一覧表 (参考)

規 則	事 象	YL	失	出停	賞外	減点	備 考	
308	その他	競技本部・審判本部無断立入		○				
504	信号	信号無視	○		○		YL 賞外	
505	フライング・スタート	フライング		○	○		失 賞外	
		非常識のフライング	○	○	○		YL 失 賞外	
		フライング後のピット帰投方法不良 出遅れ			○			出停 失
507	レース中止	転覆落水事故時の安全帰投違反	○		○		YL 賞外	
508	ゴール	タイムアウト（ゴール後 30 秒経過、委員長判断）		○			失	
		ゴール後の帰投違反	○		△	○	YL 賞外 状況判断	
509	再レース	レース中止の原因艇		○			-5 選責-5	
		再レース不成立時 中止原因艇・他妨害有り					-5 -5	
601	待機行動	待機行動違反					-5 -5	
602	航法	コース外走行、周回不足		○			-5 選責-5	
		ターンマーク、小回りブイ、水上設備接触		○			-5 選責-5	
		センターポール反対側走行		○			-5 選責-5	
		ターンマーク内側旋回、逆回り		○			-5 選責-5	
		競技中の助力授受		○			-5 選責-5	
		防水カバー脱落		○			-5 選責-5	
		転覆、落水、沈没、エンスト(あきらめ)		○			-5 選責-5	
		他艇への妨害、走行困難、不能とする	○	○		○	-10	妨害 YL 賞外-10
		接触、接近による走行妨害	○	○		○	-10	妨害 YL 賞外-10
		障害物避行艇への進路妨害	○	○		○	-10	妨害 YL 賞外-10
		オーバーラップ時の他艇側転舵	○	○		○	-10	妨害 YL 賞外-10
		オーバーラップ時ターンマークで外側艇の内側艇接触・圧迫	○	○		○	-10	妨害 YL 賞外-10
		ターンマーク内側からの追い抜きで危険	○	○		○	-10	妨害 YL 賞外-10
		周回遅れ艇の進路妨害	○	○		○	-10	YL 妨害-10
		ターンマーク回り直し、2度回り			○	○		出停 失格含む
救助艇の航行、作業妨害			○	○		出停 失格含む		
乗艇姿勢不良(モンキ乗り)：競技会における練習含む			○	○		出停 失格含む		
失速(キャビテーション)※2回で						-7 失速-7		
その他競技規則、実施要領等違反	○	○	○	○	○	状況に応じて		
701	ペナルティ	不良航法					-7 不航	
		執行委員指示違反	○		△	△	YL 状況判断	
		危険航法	○		△	△	YL 状況判断	
		スポーツマンシップに反する行為	○		△	△	YL 状況判断	
		賞典レースにおける違反	○				追加措置	
		指導3回(1大会)				○	賞外	
		注意3回(1大会)	○			○	YL 賞外	
		嚴重注意2回(1大会)	○			○	YL 賞外	
		注意1回、嚴重注意1回(1大会)	○			○	YL 賞外	
		イエローカード2枚発行者(1シーズン内)				○	出停	
		競技規則、実施要領等違反で(重大なもの)				○	出停	
801	競技艇	ボート・モーターを一般に転売、譲渡					長期出停	
	セーフティスイッチ	セーフティスイッチ装着不良			○		出停	
802	機関	無許可でニードル調整		○				
850	検査	検査拒否、整備違反、無許可使用	○	○	○	○	状況に応じて	

## ペナルティー 早見表

2017年9月27日改正

種類	1回目	2回目	3回目	準優勝戦	優勝戦	備考
指導	—	—	賞外			
注意	—	—	Y L 賞外			
注意 / 厳注	注意/厳注=Y L 賞外					順不動
嚴重注意	—	Y L 賞外				
選手責任の フライング	各減点 失格賞外	各減点 失格賞外	各減点 失格賞外	各減点 失格賞外	各減点 失格	下記一覽より
非常識の フライング	失格減点 Y L 賞外	出停 RED				一艇身以上の フライング
選手責任の 失 格	－ 5			－ 5 賞外	－ 5 Y L	
選手責任の 妨 害	－ 1 0 Y L 賞外			－ 1 0 Y L 賞外	－ 1 0 Y L	
不良航法	－ 7			－ 7 Y L 賞外	－ 7 Y L	
待機行動違反	－ 5			－ 5 Y L 賞外	－ 5 Y L	
失 速	注意	－ 7				
Y L (イエロー) 1シーズン共通	賞外	出停 RED				
RED 1枚 (出場停止)	当該競技会の獲得得点並びに受賞資格の喪失					全日本出場 喪失
長期出場停止	重大な道徳に反する行為をした者、又はクラブに対して科す。 いかなるレースにも参加できない。					

### フライングの減点（賞典除外）

2017年3月31日改正

	予 選	準優勝戦	優勝戦	備 考
地区大会	－ 5	－ 6	－ 7	1シーズン適用
全日本大会	－ 1 0	－ 1 2	－ 1 5	次年度へ持ち越し

## 防具検査要領（K400）

ヘルメットは、外観を見て、各部の取付け、品質を確認する。

救命胴衣は、外観を見て、各部の確認をするほかに、中の硬質防護材、浮力体を取り出して確認する。

検査項目	有効 期限	緩衝材・ 防護材	亀裂・ 破損	紐・金具 他取付け	備考 (状況)
ヘルメット 製造日_____	(良・否) 6年以内	(良・否)	(有・無)	(良・否)	
救命胴衣：内部 製造日_____	(良・否) 6年以内	(良・否)	(有・無)	(良・否)	
救命胴衣： 外部・肩当	/	/	(有・無)	(良・否)	
救命胴衣： バックル等	/	/	(有・無)	(良・否)	
強化素材ユニフォーム 製造日_____	(良・否)	(良・否)	(有・無)	(良・否)	
強化素材ズボン 製造日_____	(良・否)	(良・否)	(有・無)	(良・否)	
強化素材グローブ 製造日_____	(良・否)	(良・否)	(有・無)	(良・否)	
強化素材シューズ 製造日_____	(良・否)	(良・否)	(有・無)	(良・否)	
その他 _____	(良・否)	(良・否)	(有・無)	(良・否)	

上記検査を行った結果、適合と認める。

検査年月日                      年    月    日

検査場所 \_\_\_\_\_

検査員                      \_\_\_\_\_

立合者                      \_\_\_\_\_



# 登録関係規則

レーシングライセンス登録規則

公認競技員登録規則

競技艇登録規則



# レーシングライセンス登録規則

2008年4月1日制定  
2009年4月1日改正  
2010年4月1日改正  
2011年4月1日改正  
2014年4月1日改正  
2015年4月1日改正  
2018年4月1日改正  
2021年9月1日改正

この規則は、K400クラス国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、レーシングライセンス（以下「R/L」）の登録について定める。

## 101 受講資格

- 1 R/L講習を受講できる者は、次の通りとする。
  - (1) 日本国内に居住する者
  - (2) 二級（湖川小出力限定を除く）以上の小型船舶操縦資格を有する者
  - (3) 競技規則の701-6または7の適用を受けていない者
  - (4) 競技会参加に支障を生ずる心身の疾病がない者

## 102 新規講習

- 1 講習は、一般社団法人日本アマチュアボートレース協会（以下「協会」という）、または支部が行う。
- 2 講習は、一般常識及びモーターボート競技に関する規則について、2時間以上行う。
- 3 講師は、支部が任命する。
- 4 支部が新規講習会を開催する場合は、協会へ新規講習会の開催申請を行わなければならない。

## 103 修了試験

- 1 修了試験を受けようとする者は、新規講習を受講していなければならない。
- 2 修了試験は、講習内容について筆記試験を行い、70%以上の成績をもって合格とする。

## 104 登録申請

- 1 登録の申請をする者は、所属支部を通じて連盟に次のものを提出しなければならない。



- (1) R/L申請書 1通
  - (2) 小型船舶操縦免許の写し 1部
  - (3) 写真（縦4cm×横3cm）上半身、脱帽 1枚
  - (4) 健康診断書（指定様式） 1通
  - (5) 血液型証明書 1通
  - (6) 手数料（修了試験料、発給料、教材費、講習料等）
- 2 登録の申請は、修了試験の日から、3ヶ月以内に完了しなければ無効となる。

## 105 登録

協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。

## 106 R/Lカードの発給

協会は、登録した場合、当該申請者に所属支部を通じてR/Lカードを発給する。

## 107 有効期間

- 1 有効期間は、登録または更新した年の翌年の3月31日までとする。
- 2 小型船舶操縦免許が無効となった場合は、その時点で無効となる。

## 108 更新

- 1 有効期間は、申請により更新することが出来る。但し、更新講習を必要とする場合は、その講習を受けなければならない。
- 2 協会が認めた者は、更新講習の受講が免除され、申請により更新することができる。
- 3 登録の更新を受けようとする者は、所属支部を通じ、次のものを有効期間が満了する3ヶ月以内に、協会に提出しなければならない。
  - (1) R/L更新申請書 1通
  - (2) 健康診断書（又は勤務先で実施された健康診断書のコピー） 1通  
※更新前年の4月1日以降あること
  - (3) 更新料

## 109 更新講習

- 1 講習は、協会又は支部が行う。
- 2 講習は、競技に関する規則、安全対策等について行う。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。

## 110 登録の更新

協会は、更新の申請があった場合、更新登録を行い、申請者に所属支部を通じてR/Lカードを発給する。

### 111 R/Lカードの再発給及び記載事項変更

- 1 R/Lカードを紛失または棄損、記載事項変更した場合、再発給の申請をすることができる。
- 2 R/Lカードの再発給を受けようとする者は、連盟に次のものを提出しなければならない。
  - (1) 再発給申請書 1通
  - (2) 再発給料
- 3 協会は、申請があったときは、R/Lカードを再発給する。

### 112 R/Lカードの返還

- 1 次に該当した場合は、協会にR/Lカードを返還しなければならない。
  - (1) R/Lカードを使用する必要がなくなったとき。
  - (2) 申請に対して不正があったとき。
  - (3) 競技規則の701-6または7の適用を受けたとき。

### 113 手数料

- 1 手数料は、次の通りとする。
  - (1) 新規 10,000円
  - (2) 更新 5,000円
  - (3) 再発給料 2,000円（2年以内）

附 則

この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年9月1日から施行する。

# 公認競技員登録規則

2008年4月1日制定  
2011年4月1日改正  
2018年4月1日改正  
2019年4月1日改正  
2021年9月1日改正

この規則は、K400クラス国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、公認競技員の登録について定める。

## 100 受講資格

- 1 公認競技員の講習を受講できる者は、次の通りとする。
  - (1) 支部もしくは賛助団体に所属し、かつ当該団体の推薦または一般社団法人日本アマチュアボートレース協会（以下「協会」という）が認めた者。
  - (2) レーシングライセンス（以下「R/L」）発給規則に基づくR/L取得者
  - (3) 競技規則701-6または7の適用を受けていない者。

## 101 新規講習

- 1 講習は、協会が行う。
- 2 公認競技員の講習は、競技規則、競技運営等に必要な事項について行うものとする。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。
- 4 支部が新規講習会を開催する場合は、協会へ新規講習会の開催申請を行わなければならない。

## 102 修了試験

- 1 公認競技員の修了試験を受けようとする者は、新規講習を受講していなければならない。
- 2 修了試験は、講習内容について筆記試験を行い、70%以上の成績をもって合格とする。

## 103 登録申請

- 1 講習を受講する者は、協会に次のものを提出しなければならない。
  - (1) 公認競技員登録申請書
  - (2) 写真（縦4cm×横3cm）上半身、脱帽、6ヶ月以内に撮影 1枚
  - (3) 登録料

## 104 登録

- 1 協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記録し、登録

を行う。

- 2 協会が認めた者は、申請により公認競技員として登録することができる。

### 105 登録証の発給

協会は、公認競技員を登録した場合、当該申請者に公認競技員（以下「登録証」という。）を発給する。

### 106 有効期間

有効期間は、登録した日から翌年の3月31日までとする。

### 107 更新

- 1 この資格は申請により更新することができる。
- 2 登録の更新を受けようとする者は、次を協会が指定する日までに協会に提出しなければならない。
  - (1) 公認競技員（更新）申請書 1通
  - (2) 更新料

### 108 臨時講習

- 1 協会は、必要と認めた場合、臨時講習を行う。
- 2 講習の内容は、規則の改正、安全対策等について行う。
- 3 講師は協会が任命し、派遣する。

### 109 登録証の再発給及び記載事項変更

- 1 登録証を紛失または棄損、記載事項を変更した場合、次の提出により再発給の申請をすることができる。
  - (1) 公認競技員（再発給）申請書 1通
  - (2) 再発給料
- 2 協会は、申請があったときは、登録証を再発給する。

### 110 登録証の返還

- 1 次に該当した場合は、協会に登録証を返還しなければならない。
  - (1) 有効期間が満了したとき。
  - (2) 棄損により再発給を受けるとき。
  - (3) 紛失による再発給を受けた後、紛失した登録証を発見したとき。
  - (4) 登録証を使用する必要がなくなったとき。
  - (5) 申請に対し不正があったとき。
  - (6) 臨時講習を正当な理由なくして受講しなかったとき。
  - (7) 競技規則の701-6または7の適用を受けたとき。
  - (8) 公認競技員としてふさわしくない行為をしたと連盟が認めたとき。

## 111 手数料

登録料等は、次の通りとする。

- (1) 登録料 1,000円
- (2) 更新料 1,000円
- (3) 再発給料（記載事項変更含む） 1,000円（2年以内）

### 附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、2021年9月1日から施行する。

# 競技艇登録規則

2008年4月1日制定  
2010年4月1日改正  
2011年4月1日改正  
2018年4月1日改正  
2019年4月1日改正  
2021年9月1日改正

この規則は、K400クラス国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、競技艇の登録について定める。

## 100 計測証明書の受給者

- 1 計測証明書は、一般社団法人日本アマチュアボートレース協会（以下「協会」という）の行う登録検査に合格した競技艇を所有する者に対して発給される。
- 2 競技艇は、日本小型船舶検査機構（以下「JCI」という）が区別するレーシングクラス艇（競走用モーターボート）とする。

## 101 登録検査

- 1 登録検査は、協会が別に定めるK400登録検査実施要領により、支部が任命した登録検査員が行う。
- 2 登録の検査は、登録検査が行われた日から3ヶ月以内に登録申請の手続きをしない場合は無効とする。
- 3 登録検査は参加する競技会の30日前までとする。

## 102 合格証明書等の発行

- 1 協会は、登録検査に合格した艇に対して、合格証明書と登録ステッカー、ライフジャケット着用ステッカーを発行する。
- 2 合格証明書の有効期間は3ヶ月とする。

## 103 登録の申請

- 1 登録の申請は、次のものを協会に提出しなければならない。
  - (1) 登録検査申請書 1通
  - (2) モーターボート登録検査表（正横からの、サービス判の写真を貼付したもの。） 1枚
  - (3) 船舶検査証書、船舶検査手帳の写し 1部
  - (4) モーターボート登録検査料（予備機2基を含む）
  - (5) 登録検査料

2 競技艇の所有者は、レーシングライセンス資格保有者でなければならない。

#### 104 登録

- 1 協会は、登録の申請があった場合、登録原簿に必要な事項を記入し、登録を行う。
- 2 登録の番号は、次の通りとする。  
GXX001～GXX999  
※XXは登録された西暦年度の下2桁を表示し、それ以降は毎年001から順番に割り当てられる。

#### 105 計測証明書、登録シールの発給

- 1 協会は、登録を行った場合、当該申請者に計測証明書を発給する。

#### 106 有効期間

計測証明書の有効期間は、船舶安全法に基づく年で、JCIが定める受検の期限までとし、登録シールの有効期限は合格証明書発給日より3年間とする。

#### 107 更新

- 1 競技艇は3年後に更新(中間検査)することが出来る。

#### 108 計測証明書、登録シールの再発給

- 1 計測証明書または登録シールを、紛失または棄損した場合、申請により再発給することができる。
- 2 紛失の場合は、次のものを協会に提出しなければならない。
  - (1) 再発給申請書 1通
  - (2) 再発給料
- 3 協会は、申請を受理したら計測証明書または登録シールを再発給する。

#### 109 計測証明書の記載事項変更

- 1 計測証明書の記載事項に変更が生じた場合、すみやかに次のものを協会に提出し、訂正しなければならない。
  - (1) 変更申請書 1通
  - (2) 計測証明書、船舶検査証書及び船舶検査手帳
  - (3) 再発給料
- 2 競技艇の所有者が変更した場合、次のものを協会に提出しなければならない。
  - (1) 所有者変更申請書 1通
  - (2) 計測証明書、船舶検査証書及び船舶検査手帳
  - (3) 再発給料
- 3 協会は、申請を受理したら、計測証明書を再発給する。

## 110 競技艇の廃棄

競技艇の廃棄は、次により行うものとする。

- (1) ボート・モーターとも、再使用できないよう完全廃棄  
業者に委託する場合にはマニフェスト(ボート・モーター)提出  
個人で焼却、廃棄する場合には処理前、処理後の写真を提出(ボート・モーター)
- (2) 日本小型船舶検査機構への抹消(廃船)登録手続き  
解体(解撤)証明書・返納(廃船)届・抹消登録申請書・小型船舶登録事項  
通知書(抹消登録)
- (3) 協会への日本小型船舶検査機構に対し解体(解撤)・返納(廃船)届・抹消  
登録申請書・小型船舶登録事項通知書(抹消登録)のコピー提出(4部)
- (4) 計測証明書の返還

## 111 手数料

登録検査料等は、次の通りとする。

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 登録検査料(予備機2基を含む)   | 8,000円  |
| (2) 追加予備機登録検査料        | 2,000円  |
| (3) 検査手数料(旅費交通費は別途請求) | 10,000円 |
| (4) 再発給料(計測証明書)       | 1,000円  |

附 則

この規則は、2010年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年9月1日から



アマチュアモーターボートクラブを通じ  
青少年育成について  
(選手道)

平成18年10月

大場利彦

## 選手道

礼と節を重んじ、プロボートレース選手である以前に公人としての責任、人としての良識を持たなければならない。

選手道という言葉には決まった定義はないが、プロのボートレース競技をする中でレースの公正、安全、円滑、その中で正々堂々競技するためにボートレース選手として最低限守らなければならないルール、秩序の申し合わせ事項で選手間の暗黙の約束事である。

現代の若者は人生を自分の力で切り拓いていこうという積極性に欠けている。将来の為に努力をする事を嫌い、人生は運だと考える。確かに勝負事には運が付きまとう。だが、運とは最大限努力をして自分の力で引き寄せてくるものである。目標を定めたり、課題を克服するにも自分はこの道でどうしたいのかをまず決心する事が大切。最初の心構えである。そしてそれが決まったら、絶対に妥協しない。決心を妥協しなければ必ずチャンスが生まれる。

今の自分に何が足りないのか自分自身を振り返り、自分に課題を与えその一つ一つを克服する事に努める事。その過程の中で自分の中に眠っている才能や可能性が発見出来て新しい自分と出会える。真剣に取り組めば、この結果がどうあれ、必ずその事が後になって大切な経験として人生の糧になる。努力とはこうありたいと言うものに自分を変える力である。

人間を成長させるには取り扱い説明書はなく、それは自分自身で正しく自分自身を取り扱う心の平常心が大事になってくる。これが無いと人間力である正しい意思を持った強い人間性に欠けた人間になってしまう。

ひとたび困難に直面すると、不平・不満を言う。とにかく自分を守るために、困難から逃れるために神経を使う。何事にも根気や粘り<sup>ねば</sup>に欠け、人に頼ったり失敗を人のせいにする。嫌な事をやらされるので不機嫌。人間力が無い者は常に自分は悪くない。他の者が悪意を持って自分に困難を押し付けていると思っている。そのような弱い人間ではレースに勝つ事は出来ないし、「夢願えば叶う」の人生の目標の達成もあり得ない。

技術は基本。心は集中力である。

## 指導の理念

人命尊重、人命第一、人身事故防止を第一とすべし。

熱意と情熱と日々の日常活動が指導の心得の重要性を認識せよ。

自らの情熱をどの様に伝え、指導するか日々勉強せよ。

信念を持って忍耐で指導せよ。

基本、基本の延長が技術の向上と悟<sup>さと</sup>る事。

目的に対する知識、行動の反復練習を重ね技術を体得<sup>たいとく</sup>させる(習得)。

技術的な指導だけでは二流。本当の指導者は人格で感化<sup>かんかきょういく</sup>教育をすること。

指導のプロを目指す者、一瞬のスキも許されない。

技術は基本。心は集中力。

## 指導者心得

基本の重要性と指導者としての<sup>はんじのうりょく</sup>範示能力を示す。

選手道の中で精神を<sup>みが</sup>磨き、自分の精神修行を<sup>おこた</sup>怠るな。

指導には自らの<sup>じっせんはんじ</sup>実践範示が不可欠である。

人生を力強く切り<sup>ひら</sup>拓いていく能力を、信念をもって持続する事が大切。

何事にも積極的に取り組み、豊かな感性を持つこと。

## アマチュアモーターボートクラブを通じての青少年育成

ボートレース学校の未成年者層教育と違い、世の中の一般常識を兼ね備えた人達で構成されるクラブである。しかしクラブを通じ青少年の育成、人間形成、人格の向上を目的とするならば、目標設定と技術の向上を<sup>へいこう</sup>並行して指導しなければならないと考える。

まず、円滑なクラブ運営を心掛けるには、お互いの人格を尊重し合い規則の中で礼節を学び、選手道を通じての目配り、気配り、心配りで和を保ち、そして一致団結の意思統一の目的の達成を心掛けなければならないと感じる。

では、どのように一致団結の目的意識を<sup>めぼ</sup>芽生えさすかは、<sup>ま</sup>まず他人の存在から認めさせるところから始めなければならないと考える。他人がいるから自分もここにいる。他人あつての自分である事に<sup>ま</sup>まず気付かせる事が先決である。そしていづれ近い将来、自分自身の判断と努力と自覚で自立心を養う事に少しでも到達出来ればと考える。

日常での生活とクラブを通じて、ボートレースを通じて人として生き抜く力、それ以上の人間力、正しい意思を持った強い人間としての青少年に成長させなければならない。その為には、モーターボートクラブの本質の目的を正しく説き与え、全ての生活、訓練を通じ、厳しく過保護や甘えを許さず善悪の判断の付く人間に成長させる事がクラブを通じての責務と考える。

では、どのようにその青少年教育、指導をするかは、先ず当たり前のことが当たり前出来ることから始めなければならないと感じる。

現在の日本は、かつての日本人の誇りであった伝統精神の継承や礼儀作法が忘れられ、社会規範の低下が肌で感じられ深刻になっているという。その主たる原因は知識を教えても人として守るべき事や、善悪の判断など教えてこなかったのが原因であると言われている。その現代教育の修正には社会規範を全面に押し出しそれを第一歩としなければならない。

挨拶、感謝の気持ち、責任感、窃盗、暴力等、善悪の見極めを示唆させなければならない。

人生の夢を現実にするために、喜怒哀楽の人生の対応の仕方のアドバイスや日々夢中、熱中、一生懸命、自分自身の実体を見つめさせ、視野の広さと場の把握の文脈力を付けさせ、生きる力と人間力をポジティブな思考で対応させなければならない。活動、訓練を通じ指導者として性格、生き方を綿密に分析し、より良い方向へと導く事が重要な責務とわきまえなければならない。そして最後に技術の向上と共に、モーターボートクラブを通じ「あなたにとって一番大切なものは何ですか」の答えの言えるクラブ人生と「人生に必要な知恵はボートクラブで学んだ」と言えるようなクラブ活動のあり方に展開しなければならないと考える。

## 選手としての資質

一度の指示で理解できない。

瞬時の判断と対応能力に欠ける。

スピード感が鈍く、高速操縦に適合出来ない。

複数旋回になると挙動<sup>きょどう</sup>がぎこちなく、視野が狭い。

危険回避が出来ない。減速、転舵<sup>てんだ</sup>、ボート接触、人身事故。

スタート事故、航法事故が多い。

人任せでリーダーシップが取れない。

これは、プロ選手になるための資質であるが、アマチュアと言えども危険なスポーツに変わりなく、人命尊重、人命第一、人身事故防止の観点からすれば、選手としての見極めはその責任者が厳しく対応しなくてはならない。

# 選手道

陸（オカ）の上の約束事、水の上の約束事

抜粋 実践編

平成18年10月

大場利彦

## おか 陸（オカ）の上の約束事

選手道とは、特に水面上の競技の中での行動が主になっているがボートレース競技をする以前に、<sup>おか</sup>陸の上での言動に注意し、<sup>ちつじょ</sup>縦社会の秩序を守り、公正、安全、円滑なレースをしようとするもの。

挨拶、挨拶は力、言えない、言わないは人間失格、団体集団生活の中で、朝起きて寝るまでの間の挨拶は<sup>ちつじょ</sup>秩序を守り、心を<sup>なご</sup>和ませ、今日一日の活力となるもの。

挨拶の機会を逃したら、今日一日の視野が狭いものになってしまう程大切なもの。

恥ずかしがっても前には進めない(挨拶)。

大きな声と元気な動きは心に余裕(場の把握、文脈力)。

チョットの勇気が希望に変わる(自信)。

## 後輩（新人）、選手としての役割

先輩選手、レース場関係者には<sup>うやま</sup>敬う心をもって接すること。

エンジン吊りの手伝い、ボート洗淨、ボート返し(全国統一)、格納作業の手伝い。

エンジン吊りをスムーズに行うため、サムスクリュー、シャックルピン、ピアノ線の



締め付けは十分に気を使うこと。

ボートの揚げ降ろしは、係の人にしっかりと挨拶とお礼を言うこと。

装着検査には検査員に「お願いします」「ありがとうございました」と挨拶する。

自分のレースが終わり揚降装置に入ったら、その場でレース参加のお礼を言う。

整備場の備品、工具の整理整頓、選手控室、整備室、装着場の清掃。

競技棟内に不要の部品、ウエス、ゴミ等があったら進んで掃除をする。

本番待機室で本番乗艇の合図があったら「お願いします」と挨拶する。

整列、ピット検査員の諸注意の時、1号艇の号令で「敬礼」終わりに「敬礼」をする。

階段、通路ではお互いに譲り合うこと。

整備室、艇庫、保管室、洗濯室、宿舎従業員の挨拶は感謝とお礼の気持ちを持って接すること。

乗艇者は長袖。半袖は禁止。整備作業も長袖。

ボート破損の場合は、報告と自分で修理する気持ちでお願いをすること。

転覆整備は、自己責任において整備すること。

エンジン吊り、格納以外、他の選手のエンジン、プロペラ、ペラゲージ等了解なしで絶対に触れてはならない。

## 水の上の約束事

人命尊重、人命第一、人身事故防止を第一の使命とし、競技(レース)においては絶対人に怪我<sup>けが</sup>をさせない、しないの信念を持たなければならない。

スタート事故、航法上の事故も絶対起こさないという強い信念、ボートレース選手としての自覚、プライドを持ってレースに臨み公正、安全、円滑なレースをする為に競技規程の中で、選手道のルールの中で正々堂々競技すること。

待機行動、23条関連の航法においても競技規程の中で<sup>ていしよく</sup>抵触しなくとも選手間の道義的問題として選手道というものを重んじなければならない。

試運転等で他艇に水<sup>かんすい</sup>を掛けたり、冠水させるような航法、ピット帰投をしないこと。

ピット離れ、進入、航法において競技規程の中、各レース場の内規の中で勝つために違反ギリギリという行為を故意にしてレースをしない。

本番進入時、6コース取りのため前面通過のコース取りをしない。

ピットで作業艇が有ったら、ピットインは逆方向から入れ、作業艇に当てないこと。

着水時、他艇に<sup>かんすい</sup>冠水させるような始動はしない。

試運転等で<sup>けいりゅうちゅう</sup>係留中のボートに水が入るような航法はしない。

航法で無理があった場合、速やかに<sup>あやま</sup>謝りに行くこと。

進入時の冠水<sup>かんすい</sup>、またピットでのアカ汲<sup>く</sup>みは振ったりせず、両手で絞ること。

レースで航法上の問題が有ってもけして手を出さない。競技本部または審判の判定、または選手代表、選手委員の意見に委<sup>ゆだ</sup>ねる。

レースにおいて張り、飛ばし、突っ込み、直線での斜行等、遺恨<sup>いこん</sup>レースにつながるような航法に対しては嚴重注意、もしくはそれ以上の厳罰で共に制裁され喧嘩<sup>けんか</sup>両成敗<sup>りょうせいばい</sup>となる。

ゴール後、帰投する間、他艇に危害を及ぼす航法はしないこと。

レース終了後、揚降装置への順番は割り込んだりせず、着順通り入ること。

## 宿舎での役割

休息を最前提とし、他の選手の迷惑にならないような宿舎の過ごし方を心掛けること。

宿舎管理規程を厳守すること。

入浴の際は、部屋の雑誌、新聞、ビン、缶、コーヒーカップ等片付けをしてから「お風呂頂きます」と行き、入浴後は「お風呂頂きました」と挨拶をする。

浴室に入る際は「失礼します」出るときは「お先に失礼します」と挨拶する。

食事の際は、係の人に感謝の挨拶をする。

先に食事をしている時「お先頂いています」済ませた時は「お先頂きました」の挨拶。

部屋の整頓、寝具の整頓、食堂、浴室の片付けを心掛け、部屋、トイレ、浴室、娯楽室のスリッパは出船<sup>でふね</sup>で揃えること。

選手道は、このように全てを含み、ルールの中で礼節を重んじ、ボートレース選手、また一個人としての常識や良識を持つ事を最優先させなければならない。

水の上でのレースは正々堂々上下関係無く勝負するが、陸<sup>おか</sup>（オカ）の上では謙虚な気持ちで目配り、気配り、心配り<sup>いっせつかん</sup>をし、一節間の無事故を心掛ける。

これらが選手の中での暗黙の約束事となって選手道という形で継承されている。

# モーターボート競技会 開催申請書

年 月 日

一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会  
会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

主催団体  
所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印

K400 国内競技規則に基づき競技会を開催したいので別添書類を添えて申請します。  
記

競技会名 \_\_\_\_\_  
開催期日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで \_\_\_\_\_日間  
荒天の場合 ( 中止 ・ 順延 ) \_\_\_\_\_  
開催場所 \_\_\_\_\_  
競技の種類 \_\_\_\_\_  
実施クラス \_\_\_\_\_  
大会会長名 \_\_\_\_\_  
執行委員長名 \_\_\_\_\_  
競技役員名 \_\_\_\_\_  
競技委員長 \_\_\_\_\_  
審判委員長 \_\_\_\_\_  
総務委員長 \_\_\_\_\_  
当日の連絡先 \_\_\_\_\_連絡先名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

添付書類

1. 大会実施要領 (案)
2. 安全対策
3. 許認可書類
4. 誓約書
5. その他

# 誓 約 書

一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会  
会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

## K400 クラス競技会の開催について

令和 年 月 日下記により実施する競技会において生じた事故については、すべて主催団体において責任を負うとともに、第三者に損害を与えた場合にも主催団体が責任をもって解決いたします。

年 月 日

### 記

競 技 会 名 \_\_\_\_\_  
開 催 期 日 \_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_月 日まで \_\_\_\_\_日間  
開 催 場 所 \_\_\_\_\_

主催団体 所在地  
                  名 称  
                  代 表 者 印

## 実 施 要 領 案

日本アマチュアボートレース連盟  
承認 ー第 号

1. 期 日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (\_\_\_\_)
2. 場 所 \_\_\_\_\_
3. 主 催 \_\_\_\_\_
4. 共 催 \_\_\_\_\_
5. 協 賛 \_\_\_\_\_
6. 協 力 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

### 7. タイムスケジュール

月 日 ( )

- |   |   |   |                      |
|---|---|---|----------------------|
| : | ~ | : | 選手受付・競技艇検査           |
| : | ~ | : | メディカルチェック(アルコールチェック) |
| : | ~ | : | 開会式、選手会議、選手道、安全講習    |
| : | ~ | : | 練習走行                 |
| : | ~ | : | 予選第____ヒート、第____ヒート  |
| : | ~ | : | 器材撤収・清掃(全員)          |

※ タイムスケジュールは、天候等により変更することがある。  
( 練習走行、ヒート数、周回数、等 )

### 8. 競技方法

実施方法	K400クラス国内競技規則、実施要領、細則による。
予選	____ヒート制
準優勝戦・優勝戦	準優勝戦2ヒート ・ 優勝戦1ヒート
コース、周回	600m×3周

### 9. 参加資格と参加人数

(1) K400クラス国内競技規則300項『競技会参加』並びに301項『参加資格』 1項、選手(1)、(2)、(3)、(4)を満たしている\_\_\_\_名とする。

\* 出場人数\_\_\_\_名 ではあるが 主催者都合により \_\_\_\_名となる場合がある

10. 出場までの通知手順

(1) 主催者は、参加対象支部へ通知する。

通知を受けた支部は、\_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ( ) までに主催者に出場、欠場の連絡 (電話・FAX・メール) をすること。

※期限までに連絡がない場合は、欠場とする。

11. 参加申し込み

国内競技規則及び実施要領を確認の上、申し込み期限までに郵送で申し込みをすること。

(1) 提出物

①参加申込書

②出場に関する誓約書 (参加選手本人が署名、捺印のこと)

③小型船舶操縦士免許の写し

④レーシングライセンス

⑤健康診断書 ( R/LにMEチェックにチェックが無い場合 )

\*連盟指定健康診断書は、原本

\*会社関係健康診断書は、コピー可

⑥健康保険証のコピー

⑦個人持ち競技艇を使用する場合

\* 船舶検査証書

\* 船舶検査手帳

\* 計測証明書

\* モーターボート総合保険証書

⑧エントリー費 ¥ \_\_\_\_\_ 円

※入金期限 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ( ) 銀行振込のみとする。

(2) 参加料振込先

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(3) 申し込み先 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

TEL

FAX

Mail Address

(4) 申し込み期限 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ( ) 17:00

(5) 参加申し込みを受理した選手には細則に詳細を案内する。

12. 使用器材

ボート YM- \_\_\_\_\_ 型・YM- \_\_\_\_\_ 型

モーター ヤマト \_\_\_\_\_ 型・ヤマト \_\_\_\_\_ 型

使用器材は ( 主催者・個人 ) が用意する。 **いずれかに ○印**

\* 主催者の場合 船舶検査証書、船舶検査手帳、計測証明書、モーターボート総合保険証書を準備しておく。



(1) 参加者が用意するもの

- ①ヘルメット、ケブラー製（ズボン、長袖シャツ、手袋、靴、靴下（推奨））  
ワッペンを貼付けした乗艇着
  - ②ルールブック、アルコールチェック用ストロー  
その他
- 

(2) 主催者が用意するもの

- ①ボート・モーター
  - ②プロペラ、シャーピン、割りピン。
  - ③セーフティスイッチ（コード）、スタートロープ
  - ④工具等、整備に必要な物。
  - ⑤救命胴衣、プロテクター、ユニフォーム
  - ⑥ガソリン・オイル・ギアオイル
  - ⑦艇番・艇旗
  - その他
- 

13. 番組 主催者が決定する。

14. 順位の決定及びペナルティー

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位
予選	10	8	6	4	2	1
準優勝戦	11	9	8	7	6	5
優勝戦	11	9	8	7	6	5

ペナルティーは、ルールブックに基づく

(1) 準優勝戦

- ①24名以上  
予選成績による賞典除外者を除く上位12名により、準優勝戦（2レース）を行う。
  - ②18名の場合は、準優勝戦は行わない。
  - その他
- 

(2) 優勝戦

- ①準優勝戦の賞典除外者を除く上位6位までが優勝戦に進出する
  - ②優勝戦進出者が6名に満たない場合、準優勝戦進出者以外からの繰り上げは行わない。
  - ③18名の場合は、賞典除外者を除く成績上位6名までが優勝戦に進出する。
  - その他
- 

15. 事故責任

- (1) 練習及び大会期間中を通じて生じた事故に対して主催者側は、一切の責任を負わない。
- (2) 競走水面上の事故についても事故に直接関係をした選手間の補償行為は、行わない
- (3) 保険の適用は、主催者の加入保険範囲以内で処理する。

16. 異議の申し立て

異議の申し立ては、暫定結果発表後20分以内に異議申立書にて行うこと。申立料は10,000円とする。

17. 表彰

- (1) 本大会の \_\_\_\_\_ 位～ \_\_\_\_\_ 位
- (2) 特別賞 \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

18. 競技等

- (1) コース、その他の注意事項は、選手会議で説明する。
- (2) 大会期間中選手の責任によって生じた事故に対し、主催者は一切責任を負わない。
- (3) 出走前検査に合格しなければ、練習及び競技には参加できない。
- (4) 上位の艇は、レース後の検査を受ける場合がある。
- (5) モンキー乗りは、出場停止する。(怪しいモンキー乗りも同様とする)
- (6) 出場選手は、実施要領および競技規則を熟知していること。
- (7) 予選4ヒート中に自己の操舵による失格及び他艇を妨害し、失格となった場合は総得点が上位でも準優勝戦に進出することはできない。  
ただし、妨害された場合を除く。
- (8) 準優勝戦で優勝戦に進出する上位選手に欠員が出た場合は、準優勝戦出場メンバーより選出する。  
なお、失格等で選出できない場合は、主催者により決定する。
- (9) 参加選手の責任に於いて施設の器物を破損した場合、弁償しなければならない。

19. 昼食・宿泊、等

- (1) 昼食について  
主催者側で準備 する、しない ※ しない場合は、別途注文  
昼食 1日目 いる、いない 2日目 いる、いない 1食 ¥ \_\_\_\_\_円

- (2) 宿泊について  
主催者側で準備 する、しない  
\* 主催種で準備する場合記入例  
シングルルーム 1泊 おおよそ ¥ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_日より \_\_\_\_\_日まで

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

記入例 推奨宿泊先： \_\_\_\_\_ホテル (レース場より車で約 \_\_\_\_\_分)  
所在地：  
Tel：

20. 主催支部のローカル事項

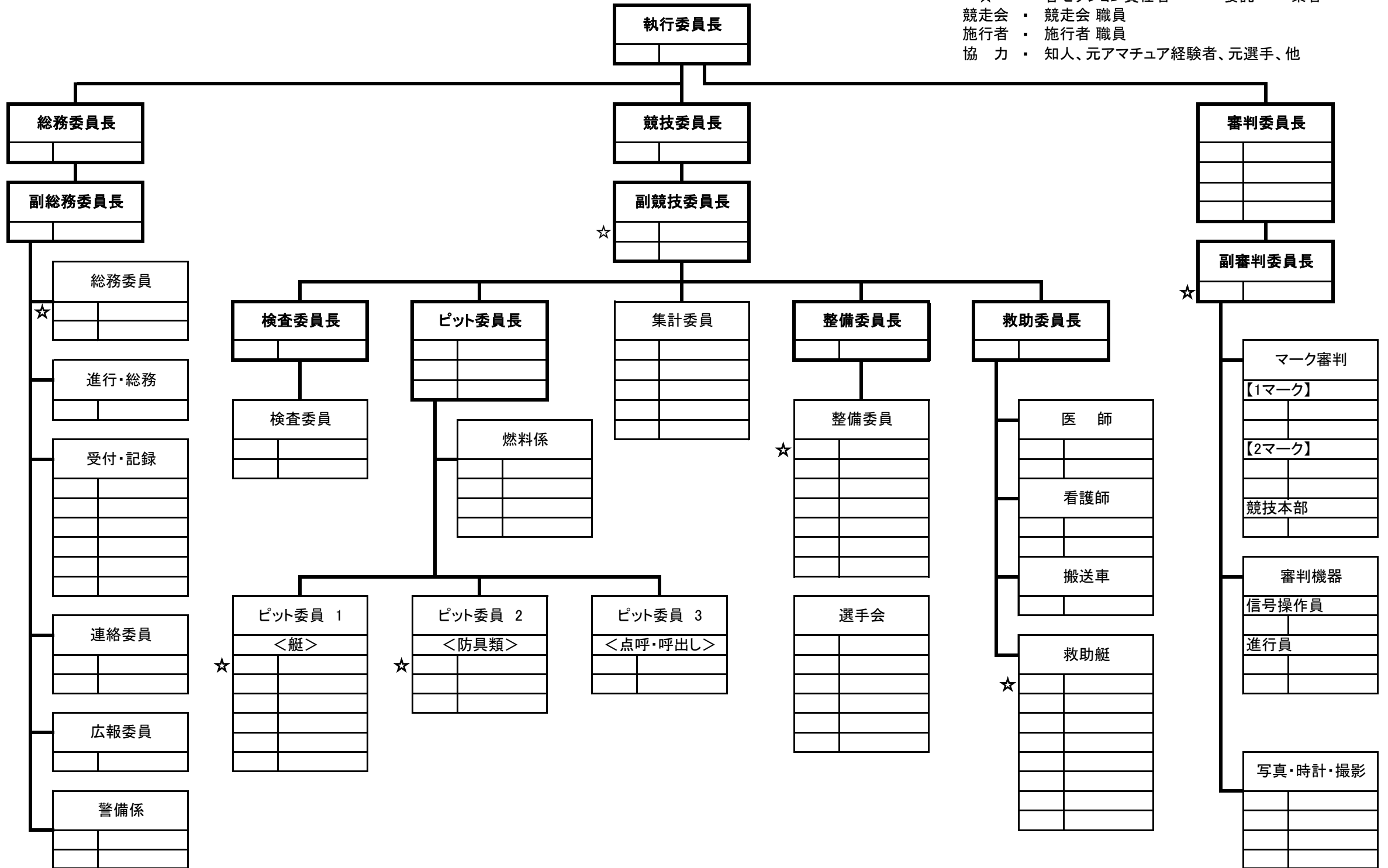
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 21. その他

- (1) 開・閉会式及び表彰式には、全員参加すること。
- (2) アマチュア選手として品位ある行動(挨拶、機敏)をとること。
- (3) 参加者は、競技会の準備、撤収に協力すること。
- (4) 施設内の部品その他器材にはふれないこと。
- (5) 施設内は、常に清潔に使用すること。
- (6) 参加者に送付する細則を参照、熟知すること。
- (7) 場内では指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
- (8) 下記の環境保全に努めること。
  - ①環境保全に配慮するとともに汚染防止に努めること。
  - ②ガソリン、オイルを水面や陸上に漏らさないこと。
  - ③ゴミは、分別し所定の場所に捨てること。
  - ④自家用車のアイドリング防止に心掛けること。
- (9) 参加申込書の提出及びエントリー料入金等の締切り期限を守らない者は、主催者において参加を認めない (K400クラス国内競技規則903-5-(3))

2000年 K4000支部 0000大会 組織図

- ★ ・ 各セクション責任者
  - 競走会 ・ 競走会 職員
  - 施行者 ・ 施行者 職員
  - 協力 ・ 知人、元アマチュア経験者、元選手、他
- 委託 ・ 業者



# 競技会実施報告書

年 月 日

承認番号

一般社団法人 日本アマチュアポータレース協会  
会長 ○○○○ 殿

執行委員長

氏 名

住 所

電 話

F A X

この度実施した競技会に関し、下記のとおり報告します。

競 技 会 名 \_\_\_\_\_  
開 催 期 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 月 日まで 日間  
開 催 場 所 \_\_\_\_\_  
競 技 の 種 類 \_\_\_\_\_  
実 施 ク ラ ス \_\_\_\_\_  
主 催 団 体 名 \_\_\_\_\_  
執 行 委 員 長 名 \_\_\_\_\_  
競 技 委 員 長 名 \_\_\_\_\_  
審 判 委 員 長 名 \_\_\_\_\_  
参 加 数 \_\_\_\_\_ 隻数 \_\_\_\_\_ 隻 選手 \_\_\_\_\_ 名  
観 客 人 数 \_\_\_\_\_ 約 \_\_\_\_\_ 名 ( 日間)  
取 材 関 係 \_\_\_\_\_ 新聞・雑誌・TV・その他  
添 付 書 類 \_\_\_\_\_  
1. 公式プログラム  
2. 実施要領及び細則  
3. 成績表  
4. 事故報告書  
5. 異議申立書コピー  
6. 掲載紙コピー  
7. その他

※ この報告書は執行委員長が作成し、支部を経由して競技会終了後14日以内に提出すること。

## 競技会概況報告

参加者の動向及び意見等

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

コースコンディション

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

クレーム等の状況及びその判定

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

観客及び地元住民について

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

実施した環境保全、マナー、安全向上活動について

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

その他

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

統一成績表

順位	R/L	氏名	ｸﾞﾗﾌ	1H		2H		3H		4H		予選成績 (減点含む)		準優勝		優勝		合計 (減点 含む)	出走 回数	勝率	ペナルティーの詳細			
				着順	得点	着順	得点	着順	得点	着順	得点	着順	得点	着順	得点	着順	得点				着順	得点	内容	減点
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								

※ 違反の理由(内容)は具体的に記載すること。



# 事故報告書

記載者（救護委員長） 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 競技会名 \_\_\_\_\_  
 事故発生日時 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分  
 事故発生場所 \_\_\_\_\_

## 1. 事故状況

下記の状況に該当するものに○印をしてください。

- (1) 走行中の自艇による負傷 ( ) 事故発生時刻 (    :    )  
 (2) 転覆時（後）自艇で負傷又は誤飲 ( ) 救出時刻（水上） (    :    )  
 (3) 他艇による追突又は接触 ( ) 救護室到着時間 (    :    )  
 (4) ドライバー落水後の他艇の衝突（接触） ( ) 救急車要請 (    :    )  
 (5) 他艇と衝突又は接触 ( ) 救急車到着 (    :    )  
 (6) その他

(図示)


事故当事者氏名 \_\_\_\_\_ (年齢      歳) (性別 男・女)

所属クラブ \_\_\_\_\_ ライセンス No. \_\_\_\_\_

事故当事者氏名 \_\_\_\_\_ (年齢      歳) (性別 男・女)

所属クラブ \_\_\_\_\_ ライセンス No. \_\_\_\_\_

## 2. 病院（該当するものに○印）

① 搬送 (救護車で搬送・救急車で搬送)

② 応急処置のみ

3. 事故発生経過 .....

4. 傷病の内容 .....

5. 処置経過 .....

6. 現場医師の処置内容 .....



# 健康診断書

(アマチュアアモーターボート選手用)

(本人記入)

氏名	クラブ名	
1. 身長、体重		
身長	cm	体重 Kg
2. 既往症		
有 無	病名	
3. 手術の経験		
有 無	病名	( ) 年頃
4. 輸血の経験		
有 無	病名	( ) 年頃
5. 常用薬		
有 無	薬品名	
6. 薬アレルギー		
有 無	薬品名	

以上のとおり相違ありません。

本人署名 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 印

(医師記入)

1. 脈拍、血圧

脈 拍		血 圧	/
-----	--	-----	---

2. 血液型、RH要因

血液型		RH 要因	+
-----	--	-------	---

3. 視力

裸 眼	左	右
矯正視力	左	右

4. 弁色力

正常	色弱	その他 (紅緑色盲・青黄色盲・全色盲)
----	----	---------------------

5. 聴力

5mの耳語の弁別	左	可	・	不可	右	可	・	不可
----------	---	---	---	----	---	---	---	----

6. 四肢の欠損

有 無	内容
-----	----

7. 心臓疾患、心臓血管の異常

有 無	程度
-----	----

8. 糖尿病、てんかん

有 無	程度
-----	----

検査の結果、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

住 所

医療機関名

医師氏名

印



## メディカルチェックリスト

主催団体 \_\_\_\_\_ 殿  
氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
チーム名 \_\_\_\_\_ クラス \_\_\_\_\_ 身長 \_\_\_\_\_ cm 体重 \_\_\_\_\_ kg

### 1. 問診（選手記入）

(1) 最近2年間になった病気、ケガについて記入してください

心臓病（有、無）      高血圧（有、無）      糖尿病（有、無）  
喘息（有、無）      てんかん（有、無）      頭部外傷（有、無）  
骨折脱臼（有、無）「有」の場合はその部位を記入してください（      ）  
靭帯損傷（有、無）「有」の場合はその部位を記入してください（      ）  
その他（有、無）      病名（      ）

(2) 現在治療中の病気、けがについて記入してください

心臓病（有、無）      高血圧（有、無）      糖尿病（有、無）  
喘息（有、無）      てんかん（有、無）      頭部外傷（有、無）  
骨折脱臼（有、無）「有」の場合はその部位を記入してください（      ）  
靭帯損傷（有、無）「有」の場合はその部位を記入してください（      ）  
その他（有、無）      病名（      ）

(3) 今日の体調について記入してください

熱っぽい（有、無）      風邪気味（有、無）      二日酔い（有、無）  
頭痛（有、無）      めまい（有、無）      耳鳴り（有、無）  
胸の痛み（有、無）      息苦しさ（有、無）      腹の痛み（有、無）  
首の痛み（有、無）      肩、腕、手、指の痛みやしびれ（有、無）  
背、腰の痛み（有、無）      足の痛み、しびれ（有、無）  
その他気になる症状に「有」の場合はその症状を記入してください（      ）

### 2. 診察（医師・執行委員会記入）

体温      脈拍      血圧      視力      聴力  
頸椎機能      腰椎機能      関節機能      酒気帯び

### 3. 総合判定（医師・執行委員会記入）      レース出走（ 適当      ・      不適当 ）

不適當理由

医師・執行委員会署名

私は競技会参加にあたり、上記の申告に間違いが無く万全な体調であることを約束します

年      月      日      参加選手署名

## 参 加 申 込 書

競技会名称.....	
執行委員長 殿	
受付	上記レースに参加したいので、参加料_____円を添えて 申込みいたします。
検査	1. 艇所有者 氏名 ..... 2. ドライバー 氏名 ..... 所属クラブ ..... ライセンスNo. .... 生年月日（西暦）・血液型 ..... 年 月 日 型
備考	3. 競技艇 船名 ..... 登録番号 ..... 4. 艇 体 名称及型式 ..... 5. 機 関 型式 ..... 6. 緊急連絡先① 続柄( ) Tel: ..... 緊急連絡先② 続柄( ) Tel: .....
<p>上記の事項は、すべて正しいものであることを証明します。</p> <p>私は、K400 国内競技規則に従う事を誓約します。</p> <p>私は、大会役員の指示に従うことを誓約します。</p> <p>国内競技規則に規定された保険に加入しています。</p> <p>私は、競技参加にあたり、練習中及び競技出場中に起こった事故で損害（人的、物的）を与えたときは、私の責任において解決し、主催者には責任の一切を追究しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申込者氏名 _____ 印</p> <p>住 所 _____ 電話番号 _____</p>	



出場に関する誓約書

主 催 団 体 殿  
競技会名称

私は、標記競技会への参加にあたり、下記のことを誓います。

記

1. 私は、モーターボート競技の持つリスクを理解し、競技会主催者（以下、主催者という）が設けたすべての規約、規則、指示を順守します。
2. 私は、モーターボートの競技規則、大会規則、並びに実施要領等に記載された事項を熟知し、承知した上で参加します。
3. 私は、モーターボート競技に関連する経験が十分あり、モーターボート競技は気象変化のある環境の中で行われ、競技環境は急激に変化する特性があるとともに、他の参加艇との接触、転覆等の危険性があることを認識し、承知した上で参加します。
4. 私は、大会会場が不安定要素の多い屋外、水上など広い範囲に特設されるため、緊急時の救護あるいは、対応に支障を来す可能性が高いことをよく理解しています。
5. 私の健康状態は現在良好であり、大会の参加に何ら問題を生ずることは予想されません。
6. 私は、競技参加にあたりヘルメット、ライフジャケットの他、安全に関する装備品、設備の安全性については、自己の責任において装着・装備します。またこれらが起因した事故についても、自己の責任において解決することを誓います。
7. 私は、私が負傷したり、事故に遭遇したり、発病した場合、医師及び主催者が私に対して応急処置を施すことを承諾し、その応急処置の方法および結果に対して異議を唱えません。
8. 私は、競技中および付帯行事の開催中において人的、物的損害を受けたとき、その原因のいかんを問わず、大会に関わるすべての関係者に対する責任の一切を免除します。
9. 私に対する競技中の補償は、自己の責任において加入している保険の範囲内であることを認識し、私はここに私自身、私の遺言執行人、管財人、相続人、近親者などのいずれからとも、私の被った一切の損害について賠償請求、訴訟の提訴およびそれらのための弁護士費用などの請求を行わないことを誓います。
10. 私は、気象状況の悪化及び競技環境の不良など大会主催者の責に帰すべからざる事由により、競技あるいは、競技参加に支障が生じた場合において、主催者にその責任を追究しないこと、ならびに大会への参加に要した諸経費（参加費を含む）の支払い、返還請求を一切行わないことを誓います。
11. 私は、私の家族、親族または保護者が、本誓約書に基づく大会の内容を理解、承認し、私の大会参加を承諾していることを誓います。  
この誓約書の内容を署名前に熟読し、私の意思に基づき署名しました。

年 月 日

所属クラブ

参加者署名

印

登録番号	
処理番号(連盟記入)	

## レーシングライセンス申請書 (K400)

写真貼付

縦4cm×  
横3cm

年 月 日

(一社) 日本アマチュアボートレース協会 殿

レーシングライセンスの【 発給 (新規・失効)・再発給・変更 】を受けたいので、  
必要書類を添えて申請します。

フリガナ		性別	配偶者
申請者氏名		男 女	有 無
生年月日		西暦 年 月 日	
所属クラブ			
職業		会社員 自営業 公務員 学生 主婦 その他 ( )	
ボート開始年月		年 月	経験年数
メールアドレス		(パソコン・携帯)	
自宅	フリガナ		
	住所	〒	
	TEL		携帯電話
	FAX		
勤務先	名称		
	TEL		
	FAX		
海技免状	種類	級小型船舶操縦士 年 月 日 交付	
	番号	有効期限 年 月 日	
血液型	(A・B・O・AB)型 RH ( +・- )		
誓約書	別紙誓約書の内容を理解、誓約し、ライセンスを申請いたします。		
講習	※受講	年 月 日	講師 ※ 印
修了試験	※得点	点 合 否	担当 ※ 印

※は講師が記入

# 新規ライセンス誓約書

(一社) 日本アマチュアボートレース協会 御中

私儀、この度 (一社) 日本アマチュアボートレース協会(以下 協会) への入会に際し、規約、規程等の諸規則の内容について、十分理解し同意いたしました。

入会後には貴協会の品位を傷つけないように、下記の事項に留意することを誓約いたします。

## 記

1. 協会の規約、規程等の諸規則を遵守いたします。
2. 協会理事会、選手委員会、倫理委員会、安全育成委員会、競技編集委員会の決定方針に従います。
3. 加入クラブにおける年会費等の支払い期日を厳守いたします。
4. 入会及び更新時に提出した書類等の記載内容については一切相違ございません。
5. アマチュアボートレーサーとして、品位に欠ける言動はしません。
6. 暴力団及び反社会的勢力の構成員ではなく、暴力団等との交際関係も一切ありません。
7. 成年被後見人ではありません。
8. 法定伝染病・皮膚病等の疾患はありません。
9. 運動を医師から禁止されていません。
10. 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しています。
11. 練習及び大会において起きた事故等で損害(人的及び物的)を受け或は与えた場合においても個人、クラブ、協会、主催者には、一切の責任を追及しません。
12. 関係者及び関係団体の方々にご迷惑をお掛けするようなことはいたしません。

万一、私に上記事由に反した行為が認められた場合、除名処分とされても異議ありません。また、入会及び更新審査に際して、その結果が不可となりましてもなんら異議のない事を申し添えます。

以上

年 月 日

所属予定支部及び所属クラブ

氏名 : \_\_\_\_\_ 印

# ライセンス更新誓約書

(一社) 日本アマチュアボートレース協会 御中

私儀、この度 (一社) 日本アマチュアボートレース協会(以下 協会)への更新に際し、規約、規程等の諸規則の内容について、十分理解し同意いたしました。

入会後には貴連盟の品位を傷つけないように、下記の事項に留意することを誓約いたします。

## 記

1. 協会の規約、規程等の諸規則を遵守いたします。
2. 協会理事会、選手委員会、倫理委員会、安全育成委員会、競技編集委員会の決定方針に従います。
3. 加入クラブにおける年会費等の支払い期日を厳守いたします。
4. 入会及び更新時に提出した書類等の記載内容については一切相違ございません。
5. アマチュアボートレーサーとして、品位に欠ける言動はしません。
6. 暴力団及び反社会的勢力の構成員ではなく、暴力団等との交際関係も一切ありません。
7. 成年被後見人ではありません。
8. 法定伝染病・皮膚病等の疾患はありません。
9. 運動を医師から禁止されていません。
10. 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しています。
11. 練習及び大会において起きた事故等で損害(人的及び物的)を受け或は与えた場合においても個人、クラブ、協会、主催者には、一切の責任を追及しません。
12. 関係者及び関係団体の方々にご迷惑をお掛けするようなことはいたしません。

万一、私に上記事由に反した行為が認められた場合、除名処分とされても異議ありません。また、入会及び更新審査に際して、その結果が不可となりましてもなんら異議のない事を申し添えます。

以上

年 月 日

所属予定支部及び所属クラブ

氏名 :

印

# モーターボート登録検査申請書

年 月 日

一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会 殿 申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

フリガナ		
所有者氏名	印	
住 所	〒 _____	
所属クラブ		
競技艇定置場所 ※上記と違う場合		
検査実施希望地 ※上記と違う場合		
連絡先TEL	自宅／勤務先： _____	携帯： _____
必要費用等	登録料 8,000 円	

下記のモーターボートを登録したいので、必要書類を添えて申請します。

シリーズ \_\_\_\_\_ クラス \_\_\_\_\_

船 体	エンジン及びモーター
型 式 _____	型 式 _____
製造者名 _____	製造者名 _____
製造番号 _____	製造番号 _____
製 造 年 _____	製 造 年 _____
	改造の有無 _____

計測証明書送り先 \_\_\_\_\_

※上記住所と異なる場合

備 考 \_\_\_\_\_



# 競走用モーターボート所有者変更申請書

年 月 日

一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会殿 申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

フリガナ		
旧所有者名		
フリガナ		
新所有者名	印	
フリガナ	〒	
現住所		
連絡先 TEL	自宅	( )
	携帯電話	( )
所属支部		
所属クラブ		
主な使用者 (所有者と異なる場合)	選手名：	
	ライセンス番号：	クラブ名：

下記のモーターボートの所有者を変更したいので、手数料（1,000円）を添えて申請します。

登録番号		ク ラ ス	K 4 0 0
------	--	-------	---------

船 体	エンジン
型 式 _____	型 式 _____
製造者名 _____	製造者名 _____
製造番号 _____	製造番号 _____

計測証明書送り先 \_\_\_\_\_

備 考 \_\_\_\_\_

## 計測証明書申請書

ク ラ ス		登 録 番 号	
-------------	--	------------------	--

一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会 殿

年 月 日

計測証明書の【再発給・変更】を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

フリガナ 所有者氏名	
	印
フリガナ 現住所	〒
連絡先 TEL	自宅 ( )
	勤務先等 ( )
フリガナ	
所属クラブ	

登録番号	
処理番号(連盟記入)	

## 公認競技員及び登録検査員申請書

年 月 日

(一社) 日本アマチュアボートレース協会 殿

【公認競技員・登録検査員】の【登録・更新・再発給】を受けたいので、必要書類等を添えて申請します。

フリガナ				性別	
申請者氏名				印 男 女	
生年月日		西暦 年 月 日			
所属クラブ・支部					
メールアドレス		(パソコン・携帯)			
自宅	フリガナ	〒			
	住所				
	TEL		携帯電話		
	FAX				
勤務先	名称				
	TEL				
	FAX				
現有資格	レーシングライセンス〈No. 〉・公認競技員〈No. 〉・登録検査員〈No. 〉				
講習	※受講	年	月	日	講師名 ※ 印
修了試験	※得点	点	合	否	講師名 ※ 印

( )内の該当するものに○ ※は講師が記入

# 異議申立書

年 月 日

(競技会名) 審判長 殿

所属クラブ

選手氏名

異議の内容

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

判 定

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

審判長サイン

使用に関わる誓約書

販売者 \_\_\_\_\_

製品名 \_\_\_\_\_ 数 量 \_\_\_\_\_

製品名 \_\_\_\_\_ 数 量 \_\_\_\_\_

製品名 \_\_\_\_\_ 数 量 \_\_\_\_\_

私は、今回注文した上記製品（以下「本製品」という）の使用にあたり、次のとおり約束します。

- ① 本製品は、公益財団法人マリンスポーツ財団が認めるモーターボートのアマチュア競技並びにこれに参加する選手に対して、ここに記載されている事項を理解し、誓約した場合にのみ特別に使用が認められるものであることを理解しています。
- ② 本製品は、モーターボートのアマチュア競技で使用する目的で製造、販売されているものであり、一般には販売されておらず、また一般での使用には適さない特殊な製品であることを理解しています。
- ③ 本製品をモーターボートのアマチュア競技並びに練習中以外で使用しないことを約束します。
- ④ 本製品を第三者に転売または使用させません。
- ⑤ 本製品の着用時に発生した事故並びに負傷について、自己の責任において解決し、公益社団法人日本モーターボート選手会、公益財団法人マリンスポーツ財団、ボートレース関係者並びに製造者に対して迷惑をかけず、また損害の賠償や責を求めません。
- ⑥ 本製品を使用することで安全が保証されるものではないことを認識しています。

年 月 日

所属クラブ：

住 所：

ライセンス番号：

署名 \_\_\_\_\_ 印

※必ず販売元へ郵送でお送りください

# 送金明細書

振込控え（コピー）を  
貼り付けてください。

〔振込先〕 P a y P a y 銀行 支店名 ビジネス営業部

普通 6021012

一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会

※携帯電話、インターネットでの振込の場合等により、明細書が無い場合は、下記(振込み日、名義人)をご記入下さい。明細書、下記の記入の両方とも無い場合は、振込人、振込目的が不明となり、手続きが行われないことがありますので、ご注意ください。

振込み日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

## A：登録、エントリー等

No	入金目的 艇登録、エントリー他	ボート名 登録No. 等	選手・所有者	金額
1				円
2				円
3				円
4				円
合 計				円

## B：その他

No	申込内容	備考	金額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
合 計			円

送金合計 合計 (A + B)	円
-----------------	---

団体名 (所属等)	連絡先TEL
振込名義	備 考

## 競走用モーターボート（K400） 航行水域一覧表（28ヶ所）

令和 5年 4月 1日 現在

地区	航行水域名
関東	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利根川（利根大堰～坂東大橋間）</li> <li>○ 荒川、中川、江戸川（各河口～JR武蔵野線鉄橋間）</li> <li>○ 新中川（河口～京成青戸鉄橋間）</li> <li>○ 多摩川（河口～ガス橋間）</li> <li>○ 相模川（河口～東海道新幹線鉄橋間）</li> <li>○ 芦ノ湖</li> <li>○ 山中湖</li> <li>○ 河口湖</li> <li>○ 本栖湖</li> <li>○ 神流湖</li> </ul>
中部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木曾川、長良川（各河口～東海大橋）</li> <li>○ 矢作川（河口～米津橋の上流500m間）</li> <li>○ 伊勢宮川（河口～宮川大橋間）</li> <li>○ 浜名湖</li> <li>○ 天竜川（河口～掛塚橋間）</li> <li>○ 豊川（河口～吉田大橋間）</li> <li>○ 樺池</li> </ul>
近畿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 淀川（河口～鳥飼大橋間）</li> <li>○ 武庫川（河口～南武橋間）</li> </ul>
北陸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前川（潮止橋～浮柳新橋間）</li> <li>○ 河北潟（同県河北郡内灘町湖西側陸岸から200メートル以内の水域）</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高梁川（霞橋～上流800m間）</li> <li>○ 旭川（中原橋の下流600m～同橋の上流100m間）</li> </ul>
四国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勝浦川（勝浦浜橋～下流800m間）</li> <li>○ 金砂湖（愛媛県四国中央市平野橋、同市小川橋、同市翠波橋間）</li> </ul>
九州	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠賀川（河口～遠賀川橋間）</li> <li>○ 筑後川（小森野橋～JR鹿児島本線鉄橋）</li> <li>○ 筑後川（宮の陣橋より上流600m間）</li> </ul>

**一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会  
賛助団体・支部・クラブ一覧**

名称	〒	所在地	T E L
群馬県マリンスポーツ連盟	379-2398	群馬県みどり市笠懸町阿左美2887	0277-76-2562
ヤマト発動機株式会社	379-2305	群馬県太田市六千石町214番地	0277-78-6211

**支部及び所属クラブ所在地**

<b>K400関東支部</b> 利根モーターボートクラブ 桐生レーシング 熊谷レーシング アザミモーターボートクラブ 赤城マリクラブ 関東SPILIT CLUB 平和島レーシング 多摩川モーターボートクラブ	群馬県邑楽郡 群馬県みどり市 埼玉県大里郡 群馬県桐生市 群馬県伊勢崎市 栃木県足利市 東京都台東区 東京都昭島市
<b>K400東海支部</b> 知多レーシング 静岡県西部モーターボートクラブ モーターボートクラブMIE	愛知県常滑市 静岡県浜松市 三重県津市
<b>K400近畿支部</b>	
<b>K400中国支部</b> 倉敷レーシング 岡山南モーターボートクラブ	岡山県岡山市 岡山県岡山市
<b>K400四国支部</b> 吉野川レーシングクラブ うずしおモーターボートクラブ 香川レーシングクラブ 法皇レーシングクラブ	徳島県徳島市 徳島県鳴門市 香川県丸亀市 愛媛県四国中央市
<b>K400九州支部</b> 北九州モーターボートクラブ 筑後川モーターボートクラブ	福岡県北九州市 福岡県久留米市



登録料等の振込先

P a y P a y 銀行 店番号 005 支店名 ビジネス営業部 普通預金 口座番号 6021012 「一般社団法人日本アマチュアボートレース協会」
--



不許複製

(一社) 日本アマチュアボートレース協会の許可なく複製・転載は禁止します。

発行日  
発行者

**2023** 年 4 月 1 日  
一般社団法人 日本アマチュアボートレース協会  
JAPAN AMATEUR BOATRACE ASSOCIATION  
〒807-0865 福岡県北九州市八幡西区美吉野町 8 番 1 5 号

TEL 070-1254-5361  
FAX 093-691-8734  
URL <https://jaba-k400.com/>